

令和5年度
個人住民税検討会報告書

令和6年3月

総務省自治税務局市町村税課

令和5年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いし 石	だ 田	かず 和	ゆき 之	関西大学商学部教授	
い 伊	とう 藤	まさ 正	し 志	地方税共同機構審議役兼事務局長	
いの 井	うえ 上	じゅん 淳		奈良県田原本町総務部税務課長	
え 江	ぐち 口	まさ 昌	かつ 克	横浜市財政局主税部税務課長	
お 小	ぼた 畑	よし 良	はる 晴	日本経済団体連合会経済基盤本部長	
か 加	とう 藤	まさ 正	とし 敏	日本商工会議所産業政策第一部長	
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
こ 小	にし 西	あん 杏	な 奈	帝京大学経済学部講師	
さい 齊	とう 藤	ゆ 由	り 里	え 恵	中京大学経済学部准教授
さか 坂	まさ 巻	あや 綾	み 望	同志社大学大学院司法研究科教授	
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済科学部教授	
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭	(座長)	関西大学経済学部教授	
は 長	せ 谷	がわ 川	きん 欽	や 也	松阪市総務部市民税課長
ひら 平	い 井	たか 貴	あき 昭	日本税理士会連合会常務理事・調査研究部長	

検討経過

令和5年 6月 2日

第1回

- ・個人住民税における現年課税化について

7月14日

第2回

- ・個人住民税における現年課税化について
ーフランスにおける所得税の現年課税化について※
- ・個人住民税に関する諸課題等①

8月28日

第3回

- ・個人住民税における現年課税化について
- ・個人住民税に関する諸課題等②

※ 委員等からの発表があったもの

目 次

第1	個人住民税の現年課税化について	1
1	個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	3
2	本検討会における議論	11
3	今後の検討について	14
第2	個人住民税の諸課題等について	15
1	ふるさと納税	17
2	扶養情報把握に係る新たな情報連携	18
3	マイナンバー情報総点検	18
4	政府税制調査会答申	19
(参考)		
第1	個人住民税の現年課税化に関する資料	21
第2	個人住民税の諸課題等についての資料	51

第1 個人住民税の 現年課税化について

第1 個人住民税の現年課税化について

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、所得税（国税）と個人住民税（地方税）がそれぞれ課税されることとなっているが、所得税は所得が発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年度課税」であるのに対して、個人住民税は前年中の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」とされている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者、企業及び地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては、税の負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

また、近年では、働き方の多様化が進んでおり、パート、アルバイト、契約社員等の非正規雇用者も増加していることに加え、正規雇用者においても、企業における兼業や副業を解禁する動きの拡大によって、複数の支払者から給与等を受取る者が増えている上、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う働き方も出てきているなど、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

この他、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税することができないという課題も指摘されており、このような働き方の多様化や外国人労働者の増加を背景として、個人住民税の現年課税化について検討を求める意見が出されている。

(2) これまでの議論

個人住民税の現年課税化の検討については、「長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月政府税制調査会）」において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である」とされている。

また、平成17年6月に政府税制調査会がまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである」とされている。

その後も、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する」（第7条第2号ニ（3））とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

このような状況のもと、個人住民税検討会においては、これまで所得税方式・市町村精算方式等の申告・納税のあり方、納税義務者・特別徴収義務者・地方団体における事務負担のあり方、切替年度における税負担のあり方等についての検討が行われており、例えば、特別徴収義務者である企業等における課題として、

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。（年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に被雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。）
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う（年末調整）事務が生じる。（企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。）
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

また、課税庁である市町村における課題として、

- ・ （年税額と源泉住民税額との差が生じるため）市町村において追徴・還付事務が発生。

納税義務者における課題として、

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。（※1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかなど等の課題が生じる。）

などが指摘されてきた。

令和4年度の個人住民税検討会報告書においては「行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。」とのとりまとめがされているところである。

(3) 上記課題と関連したデジタル化の状況等

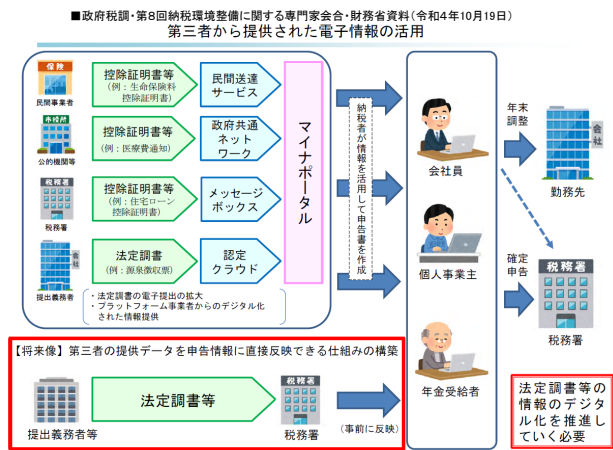
以上を踏まえ、令和5年度の検討会においては、国税における税務手続のデジタル化の検討状況や eLTAX を活用した電子申告等と国税地方税の情報連携といった足下のデジタル化の状況を概観した上で、議論を行った。

ア 国税における税務手続のデジタル化の検討状況

現在、国税当局において、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax を活用した確定申告のデジタル化が推進されており、あわせて、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）をマイナポータル等を通じて、申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められている。

経済社会のデジタル化に伴う個人の課税所得の捕捉等に係る状況変化

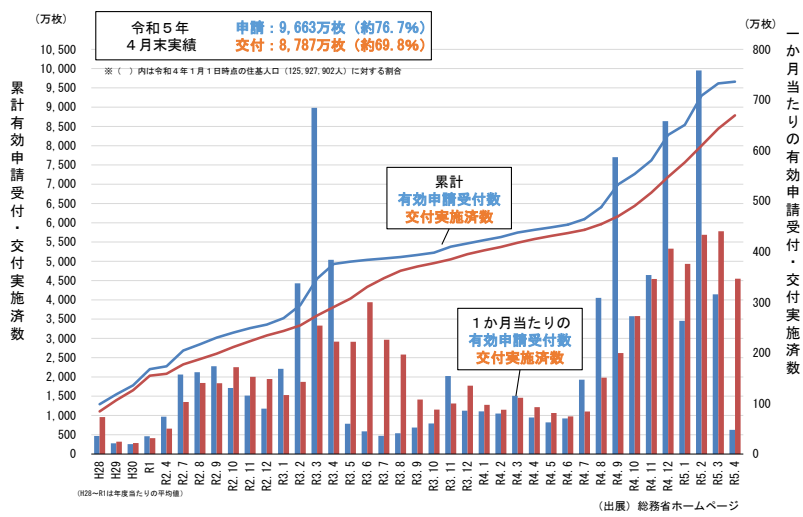
○ 当該年度の個人の課税所得は、納税者が自ら、収入額や控除額の計算に必要な情報を収集し、原則、確定申告を行うことで確定するが、現在、これらの情報が、当該納税者に対し支払等を行った企業や公的機関等から電子データとして税務当局・マイナポータルに提供され、納税者の利便性・申告内容の適正性の向上に繋げる検討が進められている。



また、マイナンバーカードについても、令和5年4月末時点で8,787万枚（住民基本台帳人口の約69.8%）が交付されている状況（令和6年2月時点で9,817万枚）であり、今後、マイナポータルを活用した課税資料の電子的集約が進むものと考えられる。

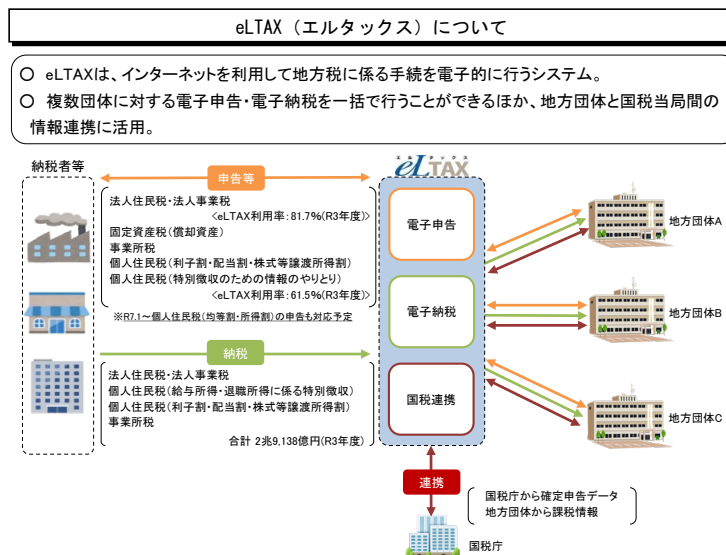
マイナンバーカードの申請・交付状況

○ マイナンバーカードの申請・交付状況については、下記のとおり。

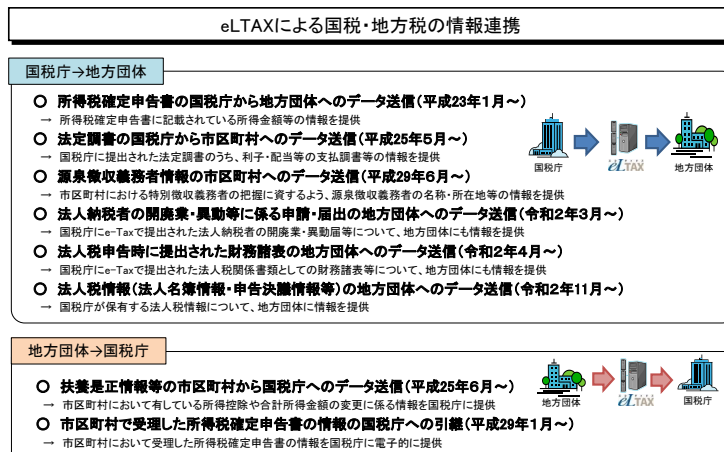


イ eLTAX を活用した電子申告等と国税地方税の情報連携

令和元年 10 月から、eLTAX の機能の一つとして地方税共通納税システムが導入されており、これまでも可能であった電子申告に加え、eLTAX を通じて電子納税を行うことができるようになってきている。このシステムを活用することによって、特別徴収義務者においては、個人住民税の特別徴収分について、全ての地方団体に対して電子納税が可能であり、また、合計税額を eLTAX に送金することで、地方団体ごとに納付するのではなく複数地方団体への「まとめ納付」が可能となっている。



また、eLTAX には、国税当局のシステムとの間で、各種課税情報について相互に情報連携できる機能が備わっている。この機能により、個人の納税者が国税に提出した確定申告書データが市区町村に連携されたり、源泉徴収義務者（特別徴収義務者）等が eLTAX を利用して給与・公的年金等支払報告書を作成・提出する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票のデータも同時に作成が行われたりしている（令和 9 年からは、源泉徴収義務者等が市町村に給与支払報告書を提出すれば国税当局に源泉徴収票を提出したとみなすという法改正が行われている）。現在、令和 8 年度に予定されている国税当局のシステムと eLTAX の更改にあわせて、国税当局と地方団体の間で eLTAX を通じて連携される情報の更なる拡充が検討されているところである。



上記のほか、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化(平成29年1月～)を行っている。
→ 支払報告書と源泉徴収票を統一的なレイアウトで作成し、eLTAXを通して提出することで、支払報告書が市町村に、源泉徴収票が税務署に提出される。

(4) フランスにおける所得税の源泉徴収制度の導入について

2019年1月にフランスにおいて所得税の源泉徴収制度が導入された。フランスの所得課税は地方税ではなく国税であるという点をはじめ、日本の個人住民税とは様々な制度上の差異はあるが、近年、源泉徴収制度が導入された事例として、個人住民税の現年課税化の検討に当たり、小西委員から説明いただいた。

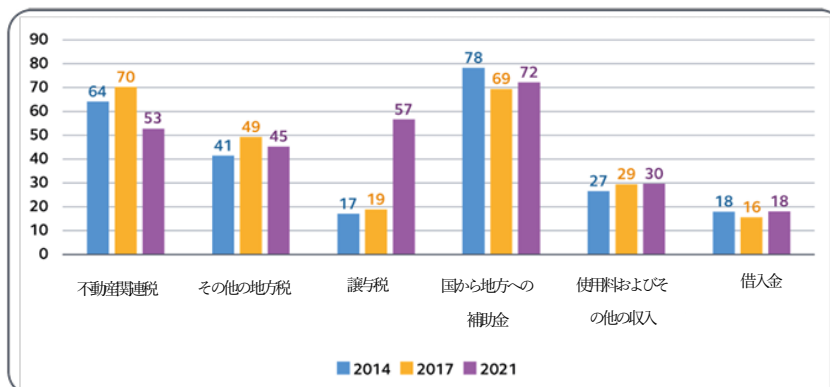
(フランスの所得税制)

- ・ フランスでは、俸給・給与、傷病・出産等手当、企業からの現物支給（食事、住宅等）、失業手当、早期退職手当等が総合課税の対象とされている。
- ・ また、利子・配当所得やキャピタル・ゲインについては、分離課税と総合課税のどちらかを選択することが可能であり、分離課税を選択した場合は一律12.8%の税率を乗じることとなる。さらに、これらの所得には、社会保障の財源として社会保障徴収が17.2%課税されることとなる。
- ・ 不動産売却益は分離課税である。
- ・ なお、フランスは「世帯課税」であり、N分のN乗方式（婚姻や子供の出生といった家族の状況により、家族の人数が増えれば増えるほど所得税の課税所得が小さくなり、適用される税率が低くなる制度）が採用されている。
- ・ ただし、フランスでは所得税を実際に支払っている世帯数が少なく、2020年では、3,930万課税世帯中1,760万課税世帯（44.7%）のみが所得税を支払った。

(フランスの地方税制の特徴)

- ・ 地方税を徴収する主体は、国の機関であるDGFIP（公共財政総局）であり、地方自治体は徴収を行っていない。
- ・ また、職業税の廃止、主たる居住にかかる居住税の廃止、企業付加価値税の半減により、2010年以降、地方税収が減少傾向にある。一方、国税の付加価値税をベースとした譲与税の割合が増大しているため、地方自治体の収入自体は安定しているが、全体に占める地方税収の割合が縮小しているため、収入の自治は大きく低下している。

図1 地方自治体の収入構造の変化（2014年・2017年・2021年、10億ユーロ）



(出典) Cour des comptes (2022), p.23.

(フランスにおける源泉徴収制度の導入)

- ・ フランスにおいて、第二次世界大戦期以降、これまで源泉徴収制度の導入の試みが行われてきたが実現には至らず、申告制を継続させ、収入を得たタイミングと税を支払うタイミングに1年の差が残っていた。
- ・ 2012年に大統領に就任したフランソワ・オランド（社会党：任期は2017年まで）が、2015年に源泉徴収税導入を提案、2018年1月から実施することとしていた。その後、2017年に源泉徴収税導入を支持するエマニュエル・マクロンが大統領に就任し、源泉徴収税導入に係る企業への影響を検討した結果、予定の1年遅れの2019年1月に源泉徴収税が導入された。
- ・ 源泉徴収制度導入の目的は、「収入の受け取りと税の支払いの時期のずれをなくすこと」と「課税世帯1,700万世帯の課税世帯を相手にするのではなく、170万の第三者が国と課税世帯の間に入って徴税するという徴税の簡素化」を勘案した改革である。
- ・ 改革前は、N年の所得に対する所得税の申告をN+1年の5月から6月に申告を行い、所得合算や控除額計算後、最終的な納税額が納税者に通知され、N+1年9月に納税する方式を採っていた。
- ・ 改革後は、N年所得に対する所得税について、給与所得等については毎月源泉徴収、その他所得についても自動徴収を行いつつ、N+1年1月初旬に税還付の60%分が納税者に支払われ、N+1年5～6月の所得申告を経て、夏頃に残りの額（申告を受けて正確に算出、納税者に通知）の税の還付（N年所得分）を行う方式（必要に応じて追加徴税も実施）を採った。N+1年1月にN年分所得の還付とN+1年1月分の源泉徴収を行うことで、現年課税のメリットを納税者に実感してもらう狙いがあった。

(フランスにおける源泉徴収制度)

- ・ 多様な所得が源泉徴収・自動徴収の対象となっており、個人所得税の98%を占める。
 - 源泉徴収（公務員給与、賃金、年金、失業などの手当）
 - 自動徴収（事業商業所得、非商業所得、農業所得、不動産所得）
- ・ N年の源泉徴収税率（所得税率表に対応）を、納税者のリアルタイムの家族や収入状況に合わせることで、所得申告後に行われる追加徴収を可能な限り回避する。
- ・ 納税者のプライバシーに配慮（企業の事務負担の軽減）し、家族の状況が変わったことが自らの雇用主に知られないよう、婚姻状況の変更や出生に伴う家族数の変更は、DGFiP（公共財政総局）のサイトを通じて個人が申告する形式を採っている。
- ・ 年末調整は行っていない。

(源泉徴収制度の対象とならない所得)

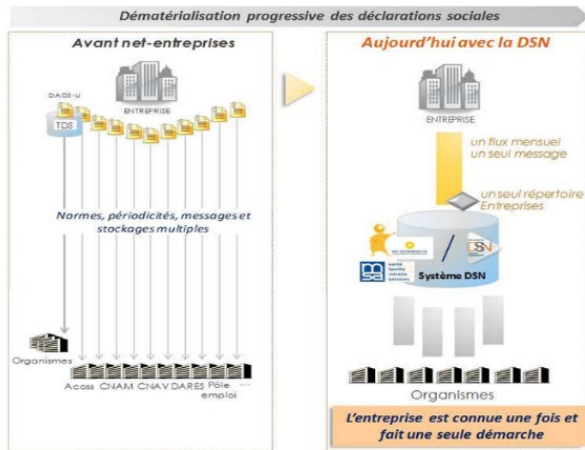
- ・ 利子・配当所得、キャピタル・ゲインはN+1年に納税する。これら動産所得に関して分離課税を選択した場合、利子・配当所得が翌月に金融機関を通じて12.8%の税率分が自動的に徴収される。この時、自動徴収された税額は、翌年の所得申告の際に税額控除する。一方、総合課税を選択した場合は、通常どおり、N+1年に所得申告し、N+1年中に納税する。

(制度移行時の工夫)

- ・ 2019年1月の制度移行時において、前年の2018年の所得(「空白の1年、année blanche」)に係る所得税は全て税額控除(徴収の現代化に伴う税額控除(給付付き):CIMR)とする。ただし、「例外的な労働に対する追加的な特別賞与」や「個人が商業用またはアトリエ用として借りていた物件を大家に返し、経済・芸術活動を辞めた際に受け取る補償金」、「企業からの分配金(配当金など)」などについては、過去3年間の課税所得の平均額を上回る場合に「例外所得」と見なされ、課税されることとなる。(当該「例外所得」に対する所得税を支払った世帯は、所得税を支払っている全体の1,650万の世帯のうち135万課税世帯であった。)
- ・ 既存の税額控除については、源泉徴収制度導入後は税還付という形に切り替えることとした。具体的には、2018年所得に係る税額控除額については2019年に税還付を実施し、2019年以降も、N-1年の所得に係る税額控除額については、N年に税還付を行うこととした。
- ・ 上記制度は比較的スムーズに移行できたと評価されている。

(税務行政・納税手続簡素化のための仕組み)

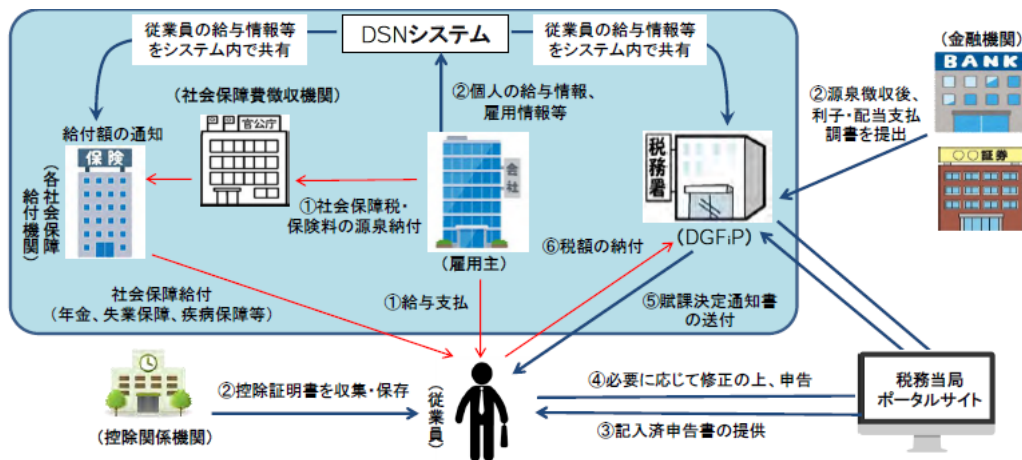
- ・ フランスでは様々な賃金や収入と結びついた社会保障給付が存在しており、これまで企業が、年間、従業員1人につき30程度の申告を社会保障関連の制度のために行っていたため、企業にとって大きな負担となっていた。
- ・ そこで、企業の社会保険料と従業員の情報を、社会保障組織(社会保険料の給付を行う組織)に送信する「DSN:記名制社会保障申告制度」のシステムを、2019年に本格的に導入し、賃金支払ソフトで計算された情報に基づき、毎月、申告を自動で行うこととした。所得税の源泉徴収制度においてもこのシステムを活用したことが源泉徴収制度の導入をスムーズに実施できた要因の一つと考えられる。なお、DSN実施に伴う企業の追加的なコストについてはDSNに対応した賃金支払ソフトの導入や源泉徴収額の記入である。



(出典)
 DIP-MDS (2015),
 «La déclaration sociale nominative»
 , dossier de presse, mars 2015. p.6

- また、フランスでは、源泉徴収が実施されていても所得税の申告は義務であることや、納税者の負担軽減・利便向上のためDGFiP（公共財政総局）が持っている情報を用いて納税者用に記入済みの所得申告書を作成することなどにより、電子申告・納税が非常に進んでいる。（2017年所得に係る申告は所得税納税者の60%が実施（前年比+12.6%増）。）
- このような状況により、フランスの81%もの人々が、現在の制度を望ましいと評価。

図 給与所得者等の記入済み申告書作成の仕組み



[注1] 2019年1月以降、DSNを活用した給与所得に対する所得税の源泉徴収を開始予定(2018年1月の導入を予定していたが、マクロン新大統領が1年延期を表明)。²
 [注2] 所得税の申告期間は地域によって異なり、おおむね4月中旬～6月初旬。賦課決定通知書の送付時期は納税者の類型によって異なり、おおむね7月下旬～9月初旬。

(出典) 増井良啓・土居丈朗 (2017) 「政府税制調査会海外調査報告 (フランス・イギリス)」 p.2 より引用

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(現年課税化の意義)

- ・ 現年課税化に伴い、国民の皆さんにある程度の負担を強いるからには、現年課税化の意義・メリットを、常に、世の時々動きに合わせてメンテナンスする必要があるのではないか。
- ・ 応益負担ということ考えると、その年の所得で、その年にサービスを受け、負担をするというのがよいのではないか。
- ・ 所得の発生と納税のタイミングというのはなるべく近いほうが良い。N年の課税標準がN年の所得であることが非常に重要。
- ・ 現年課税化に伴い、特別徴収から納税義務者からの申告等にシフトすることによって国民の納得感が得られるかに留意が必要か。

(事務負担の軽減・デジタル化)

- ・ 副業や働き方の多様化により、納税義務者が勤めている企業で所得全額を確定できるかという課題は、所得税の世界でも起きている。個人住民税も、そのような給与所得以外の所得からちゃんと徴収するような形にするのであれば、全所得が確定してから税額を調整するということは企業ではできないのではないか。また、過去、年末調整に関する企業へのアンケートにおいて、個人住民税は確定した額を12等分に分けて徴収するだけなので時間的なコストはかかっていないが、所得税の年末調整に時間がかかっており、現年課税化により年末調整の手間が2倍になるのは耐えられないとの議論があったので、どこまで企業で確定できることを前提にやるかというのも1つの論点かと思う。
- ・ 中小企業においては、売上げに関係ないバックオフィス業務のコストを減らしたいと考えているが、源泉徴収制度や年末調整の負担が重いうえに、デジタル技術の活用も遅れている。現年課税化は、とにかくコストを増やさないということが大前提であり、理想を言えば、企業からどこか1か所に申告・提出をすれば、国税も地方税も自動で税額計算等を行うようなものがあればよい。様々な事情はあると思うが、そこをどうするかが論点か。
- ・ 適正な課税を行う際に納税者や課税庁に一定の負担がかかることはやむを得ないが、過重な負担はよくない。現行の所得税の源泉徴収制度や年末調整事務だけでも企業側に相当な負担がかかっている。源泉徴収制度は、源泉徴収義務者と課税庁の関係であり、納税義務者がきちんとした資料を出さないと、源泉徴収義務者である企業にペナルティーが生じるもの。年末調整に限らず、講演料等の源泉徴収を個人住民税にも採用しようとした場合にも、そういうことが起こり得る。
- ・ マイナンバー制度やデジタル化の進展により、所得税についても、企業の年末調整事務をなくし、税額の計算、還付事務を国税庁側で自動的に行える

ようにすることも可能ではないか。また、移行後の負担が増えると想定される事業所や自治体については、デジタル化を活用することで出来る限り負担にならないような方法を考える必要がある。例えば、還付処理件数の増大に対応するため、公金振込口座を登録しているマイナンバーの情報を活用することで、還付通知を送ると同時に振込も行うといったような対策が必要になると考える。

- ・ 過去と比べると、マイナンバー制度やデジタル化の進展により、地方団体の課税実務の負担は大幅に削減されている。ただ、企業における源泉徴収制度や年末調整事務が大きな負担となっていることは変わっていない。
- ・ 現年課税化は、納税者側・課税庁側の双方の納税・徴税コストを減らす方向で検討すべき。マイナンバー制度やデジタル化により、双方の負担軽減が実現できるのではないか。
- ・ 地方団体の職員も減っている中であって、デジタル化は避けられない。ただし、デジタル技術をあまり使用しない高齢者等へのフォローが、今後必要。

(制度的な課題 (他分野での活用を含む))

- ・ 所得とは基本的に1年通じて計算するという考え方をとると、ある時点での現年の所得というのは存在せず、12月31日を終えて、ようやくこの年の所得というものが確定するので、その年のある時点で地方団体が把握している個人の所得情報というものが何であるかということが重要ではないか。
- ・ 他分野においても、前年の所得の状況を現在の状況に照らし合わせて使っているという部分でギャップが生じているかもしれない。現年課税化をすることが、他の制度・分野においても、負担と受益、公平性を担保できるのではないか。
- ・ いわゆる給付行政に対して確定した所得情報が使われているという側面があるので、実質的に「所得額を確定させる」、「賦課課税を確定させる」という行為が、給付行政のインフラになっていることに留意する必要がある。
- ・ 分離課税した退職所得は、個人住民税では総合課税分の総所得金額等には含めず、納税手続きがその時点で完了するが、所得税では分離課税後に確定申告を行うことで還付を受けられるケースもある。個人住民税が現年課税化された場合は、所得税と同じ制度の導入の検討も必要ではないか。
- ・ 資産性所得などの申告不要の所得についても同様の問題がある。特定口座で源泉徴収の対象となっている配当所得は、申告不要制度を選択すれば、個人住民税の総所得金額に反映されない。例えば、高齢者の資産家で多額の配当所得を得ている人も、申告不要制度を利用すると、当該配当について総所得金額には反映されず、国民健康保険料など社会保障関連費を意図的に低く抑えることが可能な仕組みになっている。資産性所得を、申告不要というだけで全て社会保障の基礎となる所得から外してよいのか。マイナンバーで所得を名寄せすることにより、地方団体では包括的な所得をしっかりと把握

握出来るのではないか。このことは、自治体の給付行政と密接に関連しているからこそできる、地方税独自の意義といえる。現年課税化は社会保障とセットで議論をしていくということが、今後、重要になってくるのではないか。

- ・ 現年課税化に伴って企業等に源泉徴収してもらおうのであれば、均等割の非課税限度額制度など、各自治体の条例で規定しているようなものについては、現年課税化の際に統一化する必要があるのではないか。

(フランスにおける所得税の源泉徴収制度の導入について)

- ・ 納税者の理解を得るということに重きを置いて進められたとの印象を抱いた。
- ・ フランスでは納税に関してDGF i Pが管理しており、個人の情報を企業に伝える必要はないなど企業の負担が増えないこと、これを日本でも適用できるかどうか非常に気になった。
- ・ 企業は源泉徴収をするけれども年末調整はしないというところが、新たな発見となった。
- ・ フランスの制度は、正確な意味での申告納税制度ではなく、国が課税するために必要な情報は申告し、最終的に国が税額を決定するというドイツの法人税と同じような性格なのではないか。
- ・ 年末調整のような制度がないと、正確な金額は申告に頼ることになるが、フランスでは申告の習慣が既に根付いているということで理解をした。
- ・ フランスで分離課税になっている部分が、いわゆる日本の分離課税とほとんど同じだと思われる。その中で、特にキャピタル・ゲインの申告自体が選択制になっていること、キャピタル・ゲインを含めて分離課税がされていることについては、日本と似ていると感じた。
- ・ フランスでは、概算で徴収して後日に還付しているが、日本において概算での徴収はどこまで受け入れられるかが課題か。現年課税化の方法について様々な議論があることを納税者に広く知ってもらう必要がある。

3 今後の検討について

本検討会においては、これまでの個人住民税の現年課税化についての議論を振り返るとともに、国税における税務手続のデジタル化の検討状況や eLTAX を活用した電子申告等と国税地方税の情報連携について共有し、フランスにおける源泉徴収制度の導入事例なども踏まえながら、個人住民税の現年課税化に向けた課題についての議論を行った。

本年度の検討会を通じて、所得の発生と納税のタイミングはなるべく近いほうが良いという意見が大宗であり、マイナンバーカードの普及や、マイナンバー制度の下での情報連携、公金受取口座の紐付け、国税・地方税双方における税務手続のデジタル化等が近年急速に進んできていることから、従来と比較して、現年課税化に向けた現実的な検討を行うための素地が整いつつあることを確認することができた。

一方、委員からは、中小企業や高齢者などデジタル技術をあまり活用していない者へのフォローや、事業者において所得税に加えて新たに個人住民税の源泉徴収を行うこととする場合、それに伴い生じる毎月の税額計算や年末調整等の事務負担についてどのように考えるか、また、前年中に生じた様々な個人所得を地方団体が総合して把握することができることで、その情報が各種の社会保障関連施策の基礎となっていることとの関係など、引き続き検討が必要な論点についての指摘も多く出された。

本検討会で取り上げたフランスの事例は、切替年度の考え方や源泉徴収制度導入にあたっての政策上の配慮など参考となる点も多かったものの、国税である所得税についての事例である点や、最終的には個人の確定申告が前提になっている点など、そもそもの所得課税のあり方について日本と差異がある。また、企業にとって大きな負担となっていた従業員分の社会保障関係の申告をあわせてシステム化することで、企業側の事務負担にも配慮された形で源泉徴収制度の導入が行われた点も特徴的である。そうした違いなどにも留意しつつ、我が国の地方税である個人住民税の現年課税化について検討していくことが必要である。

今後は、これまでの本検討会における課題の整理や、各企業における源泉徴収や年末調整に係る実情等も踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据えて関係者の事務負担を軽減する手法を模索し、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった実務的な面を引き続き検討していくとともに、その実現にあたっての制度面の課題等について関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

第2 個人住民税の 諸課題等について

第2 個人住民税の諸課題等について

1 ふるさと納税

(1) 現行制度

寄附金税額控除とは、納税義務者が、地域の公益増進等に寄与する一定の寄附金を支出した場合には、2,000円を除いた寄附金額の10%を税額控除する仕組みである。

いわゆる「ふるさと納税」とは、個人が地方団体に対して支出した寄附金のうち2,000円を超える額について、所得税の寄附金控除及び個人住民税の上記の10%の税額控除（基本分）に対して特例控除額（特例分）を上乗せすることで、2,000円を除いた寄附金額の全額（上限あり）を控除することとするものである。

このふるさと納税については、年々寄附受入額が伸びる一方で、過度な返礼品を送付することにより寄附を集める返礼品競争が地方団体間で過熱したことから、総務省において、大臣通知発出などの機会を通じて、過度な返礼品の送付を見直すよう求めてきたところ、依然として一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。このような状況を踏まえ、令和元年度税制改正において、法律で定められた一定のルールの下で地方団体がそれぞれで創意工夫を凝らすことのできる環境を整える目的で、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が定める基準に適合する地方団体として総務大臣が指定することとし、当該指定を受けない地方団体への寄附金については、ふるさと納税制度の対象としないこととした。

(2) 指定基準の見直し

総務省において定めている指定基準には、主に「募集適正基準」と「地場産品基準」が存在する。「募集適正基準」とは、制度趣旨に沿った寄附金の募集の方法や募集費用に関する事項を定めた基準であり、その中で、ふるさと納税の募集に要する費用は、指定対象期間で受領する寄附金額の5割以内とすることが定められている。「地場産品基準」とは、ふるさと納税の返礼品について、その提供を通じた雇用の創出・地域経済の活性化等に繋がるものに限るべく定めた基準である。

近年、ふるさと納税のワンストップ特例（一定の要件を満たす場合、確定申告を行わなくても個人住民税からの寄附金税額控除が受けられる仕組み）に関する事務費やポータルサイトに対して支払う手数料など募集に付随して生じる費用を含めた費用が寄附金額の5割を超える団体が存在することや、地場産品基準の適合性に疑義が生じる返礼品が生じていることから、令和5年6月に総務省においてこれらの基準の見直し等が行われたところであり、本検討会においても報告があったところである。

(3) 現況調査結果

また、令和5年8月1日に公表された令和4年度ふるさと納税に関する現

況調査結果についても本検討会でも報告があったところである。各地方団体の令和4年度のふるさと納税の受入額については約9,654億円、また、ふるさと納税に係る令和5年度分の個人住民税からの控除額等については約6,797億円と、ともに前年度比で約1.2倍となっている。また、寄附金の使途については今回からより詳細に調査が行われた。

(4) 今後の検討について

ふるさと納税は、今年度の検討会のテーマではないが、その規模は年々拡大しており、本検討会でも、個人住民税のあり方を検討するうえで引き続き状況を注視し、地方団体をはじめとした関係者の意見等を伺いながら、必要に応じて議論を行っていくことが重要である

2. 扶養情報把握に係る新たな情報連携

扶養に関する情報を正確かつ効率的に把握することは、いわゆる二重扶養の是正を通じた個人住民税の適正な課税に資することになるのはもちろん、地方団体が提供する扶養是正情報を基にした所得税の更正や個人住民税の課税情報を用いる各種社会保障制度の適正かつ効率的な運用にもつながるものである。

個人住民税においては、複数の納税義務者が同一の者を扶養親族であると申告している場合に二重扶養が生じることから、扶養控除等の適用の認否に当たり、地方団体は調査を行って、いずれかの納税義務者の扶養親族としているが、特に、複数の納税義務者、被扶養者それぞれが異なる市区町村に住んでいる場合、現行の情報連携の仕組みではこうした扶養情報が把握できないといった課題の存在も指摘されている。

こうした背景の下、令和5年3月以降、地方税共同機構に設置されている「地方税における電子化の推進に関する検討会」（ワーキンググループも含む。）において、扶養情報把握を取り巻く課題やこれへの対応策として考えられる新たな情報連携の方向性について検討が進められ、6月に中間とりまとめが行われたことから、本検討会においてその内容の報告があったところである。

3. マイナンバー情報総点検

令和5年春以降、マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、令和5年6月21日にデジタル庁に「マイナンバー情報総点検本部」が設置され、マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検として、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととされた。

地方税においては、マイナポータルで閲覧可能な「所得・個人住民税情報」に係る事務に当たる個人住民税の課税事務が点検対象の事務とされたことや同年8月8日に開催されたマイナンバー情報総点検本部（第2回）の資料

を基に、同年7月に行われたマイナンバーの紐付け方法に係る地方団体等の業務実態の調査結果について中間報告がなされたこと、「総点検終了後の今後の取組み」として、個人住民税の課税事務についても、人為的ミスに対応する観点から住基ネット照会を実施することにより定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組を行うことされるとともに、秋以降にその初回の確認の取組を行うこととされたことなどの報告があった。

4. 政府税制調査会答申

令和5年6月、総理大臣の諮問機関である政府税制調査会において、「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」と題する答申が示されたところであり、その概要も紹介された。

当該答申において、「個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要」とされている。

(参考)

第1 個人住民税の

現年課税化に関する資料

個人住民税における現年課税化について

自治税務局市町村税課

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度 ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度 ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度 ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度 ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度 ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度 ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度 ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度 ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度 ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度 ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度 ・ 市町村精算方式
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度 ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、
市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度 ・ 過去の議論を踏まえた検討
- 令和4年度 ・ 切替年度における税負担に係る課題
・ 現年課税化に係るデジタル化の状況

現年課税化に係る個人住民税検討会報告書(3ヶ年分抜粋)

【令和2年度 個人住民税検討会報告書】

5 今後の検討について

(略)

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

【令和3年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考える。

【令和4年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理を踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

2

現年課税化についての主な課題

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないかな。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

市町村

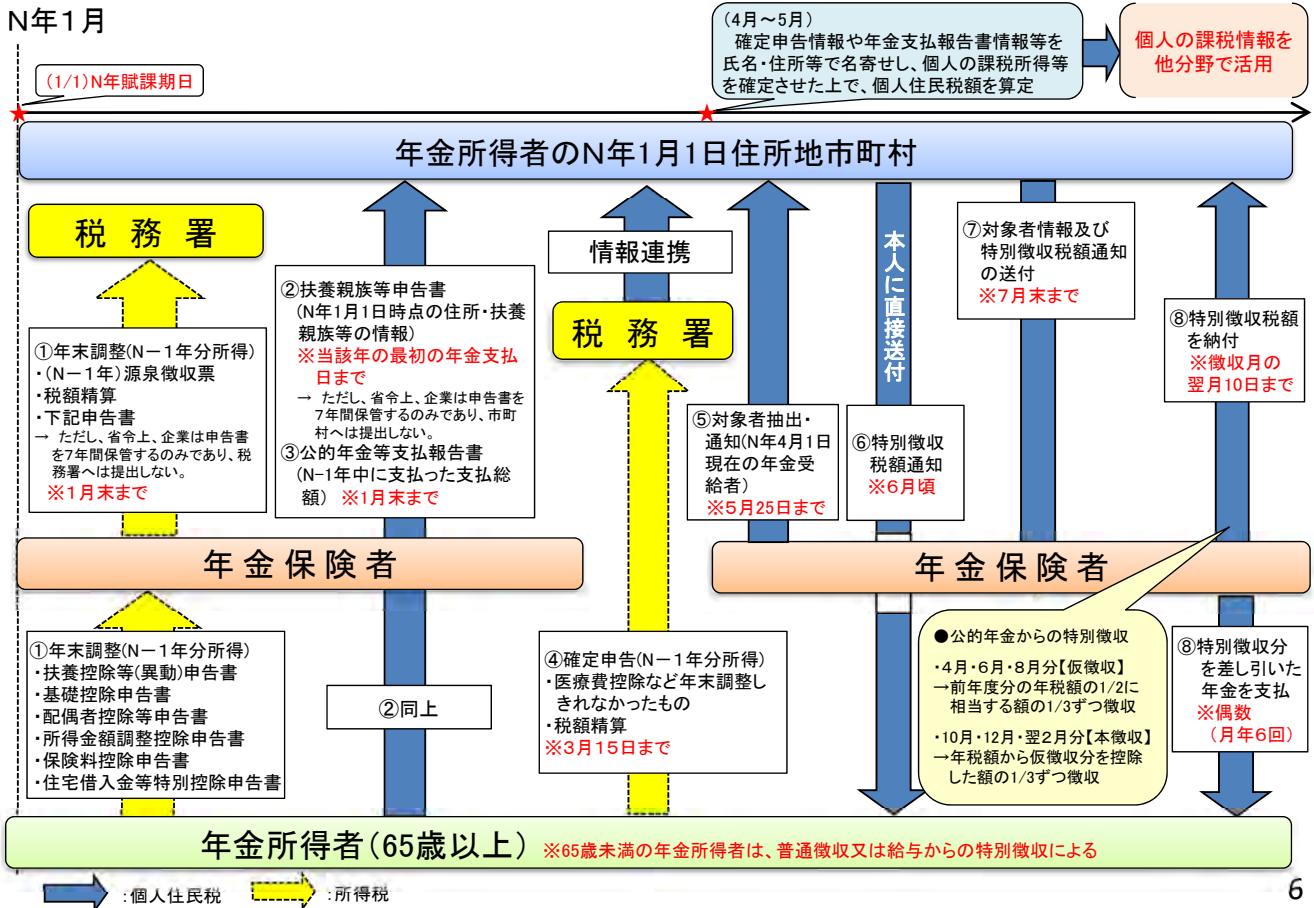
- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)市町村において追徴・還付事務が発生。

納税義務者

- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

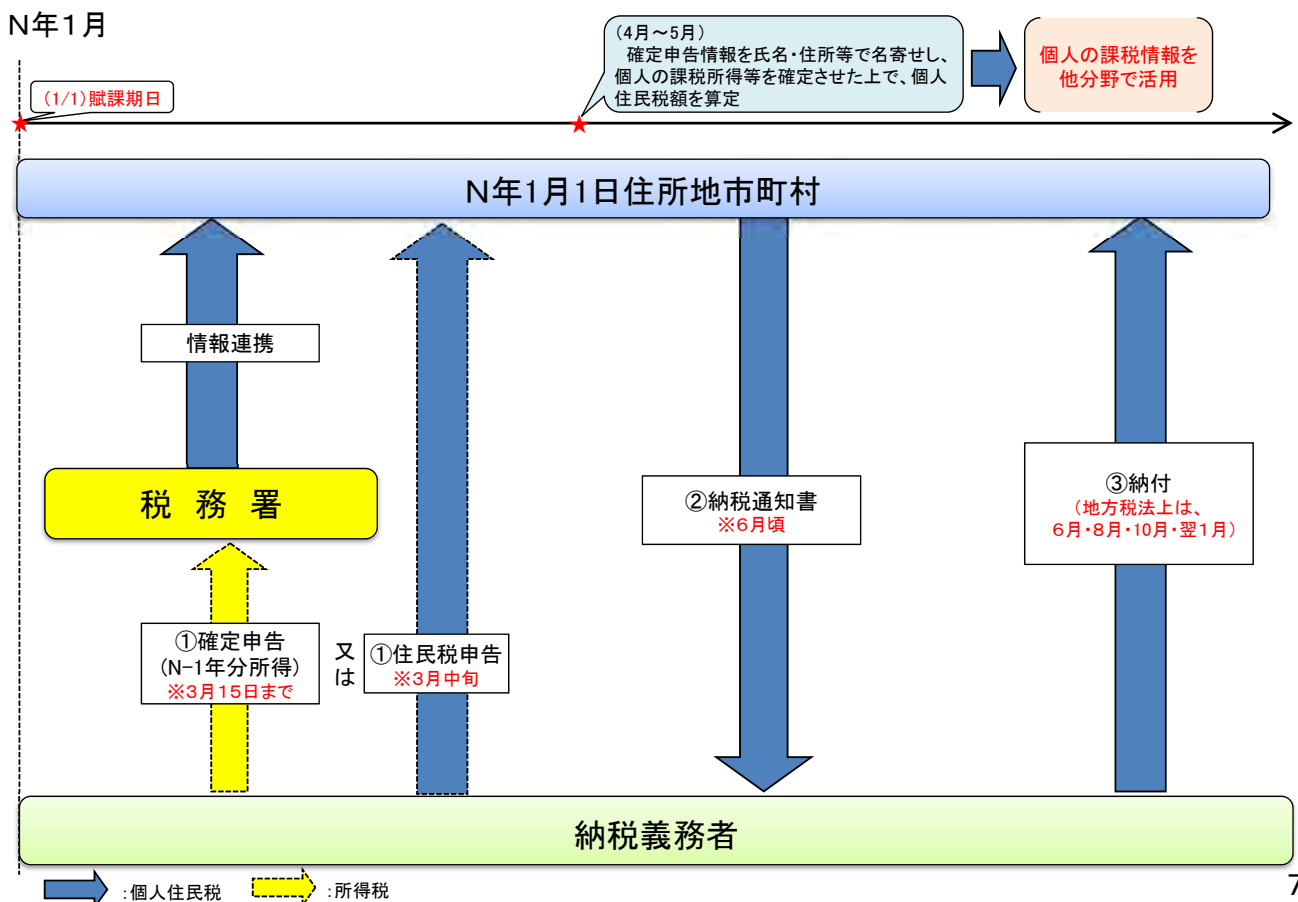
3

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(年金所得の場合)



6

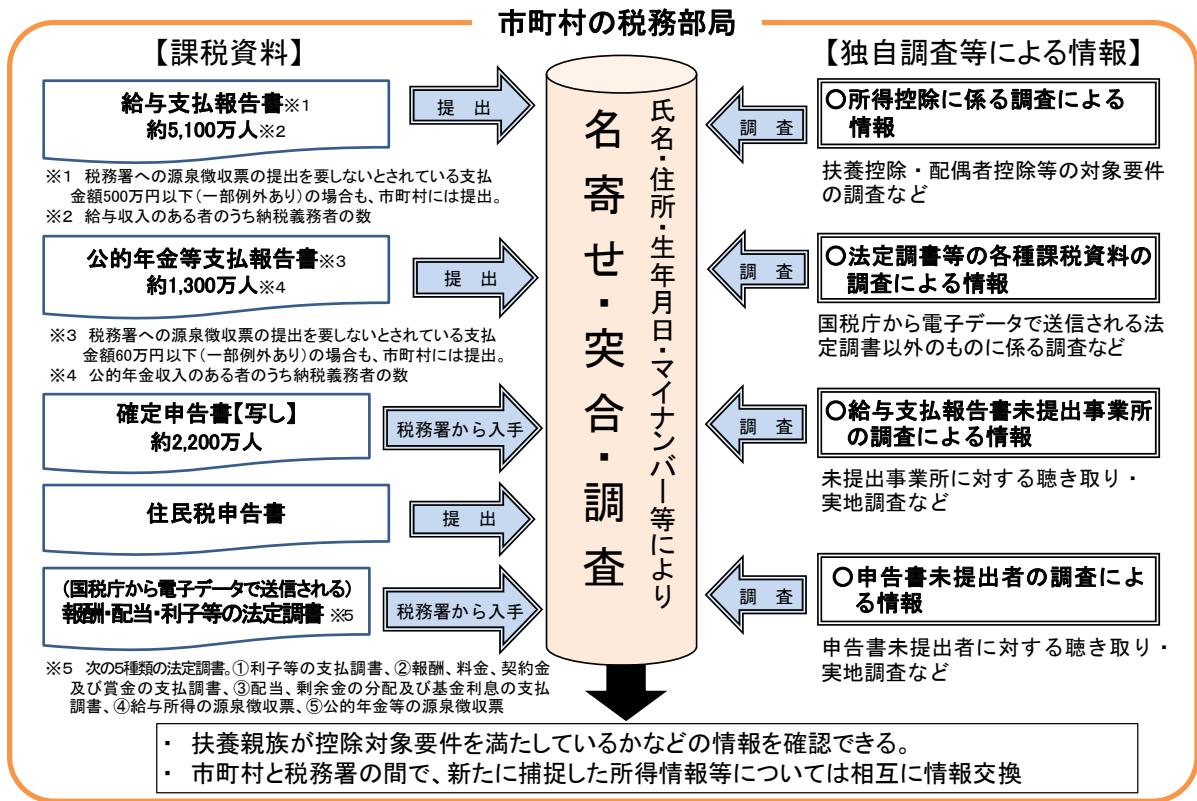
【現行制度】 個人住民税の普通徴収の流れ



7

【現行制度】情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして、納税義務者の課税情報を把握しており、こうして把握した課税情報は、各種社会保障制度等の他分野において活用されている。



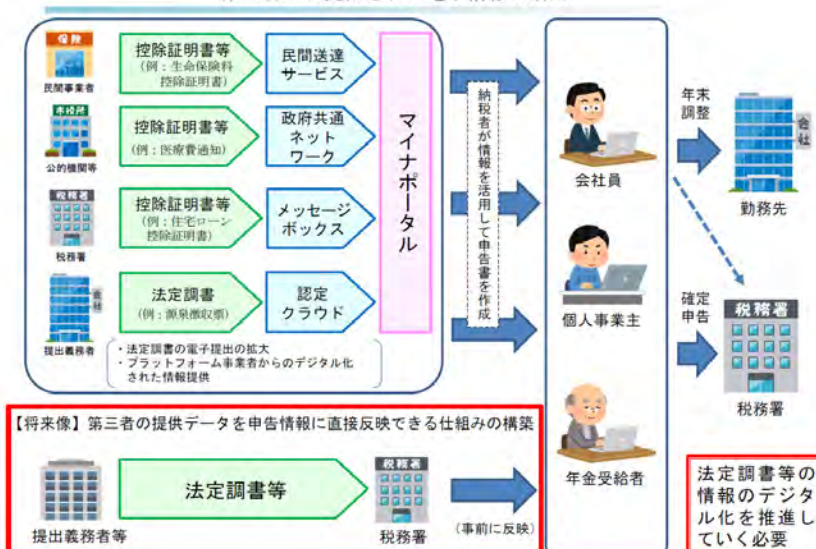
8

経済社会のデジタル化に伴う個人の課税所得の捕捉等に係る状況変化

- 当該年度の個人の課税所得は、納税者が自ら、収入額や控除額の計算に必要な情報を収集し、原則、確定申告を行うことで確定するが、現在、これらの情報が、当該納税者に対し支払等を行った企業や公的機関等から電子データとして税務当局・マイナポータルに提供され、納税者の利便性・申告内容の適正性の向上に繋げる検討が進められている。
- また、eLTAXを通じた個人住民税の電子申告や、国税・地方税間の更なる情報連携に向けた検討も進められている。
- 今年度の検討会においては、これまでの議論を踏まえつつ、上記のような状況変化を念頭に置いたうえで、個人住民税の現年課税化について議論をいただきたい。

■政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)

第三者から提供された電子情報の活用



9

法定調書等のマイナポータルとの連携(1/2)

政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・国税庁資料
(令和4年10月19日)

構想1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報入手・整理
(例)
・源泉徴収票（給与・年金）
・生命保険料控除証明書 等
※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
(国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」)に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

（注）

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。
(既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～；損害保険料、ふるさと納税等)
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

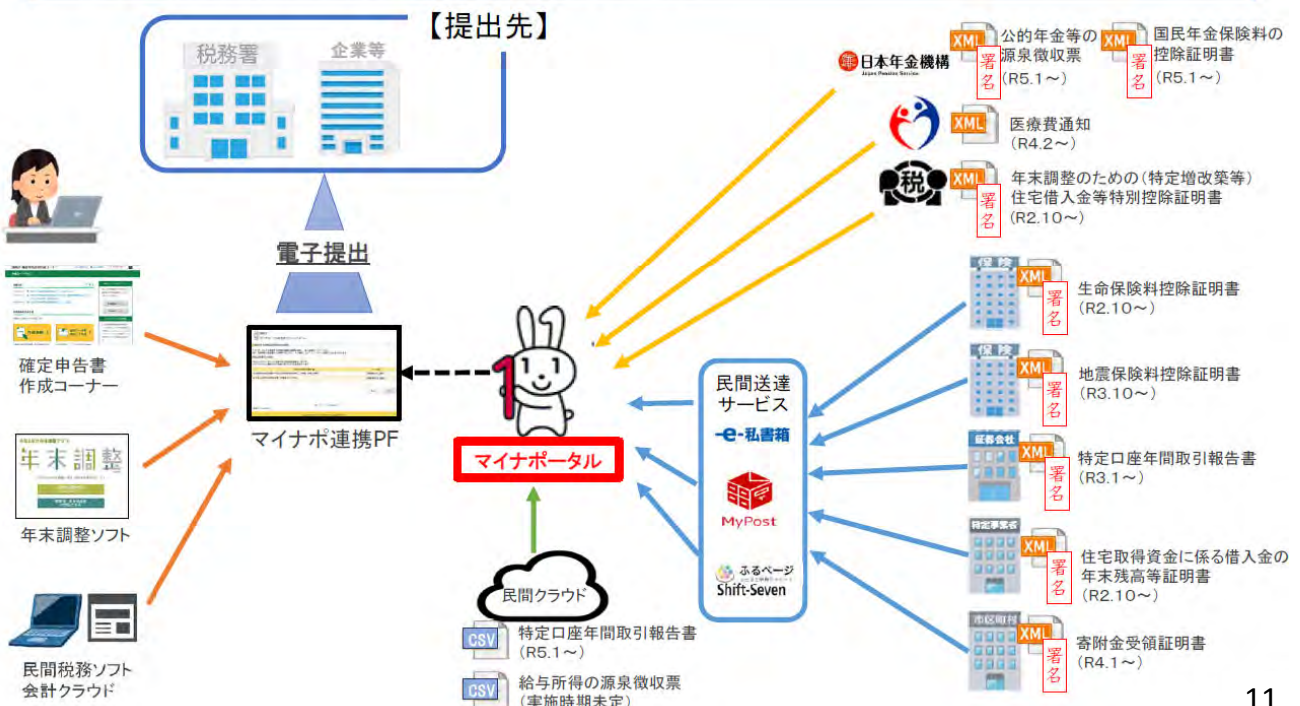
10

法定調書等のマイナポータルとの連携(2/2)

政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・国税庁資料
(令和4年10月19日)

マイナポータル連携の推進【現状】

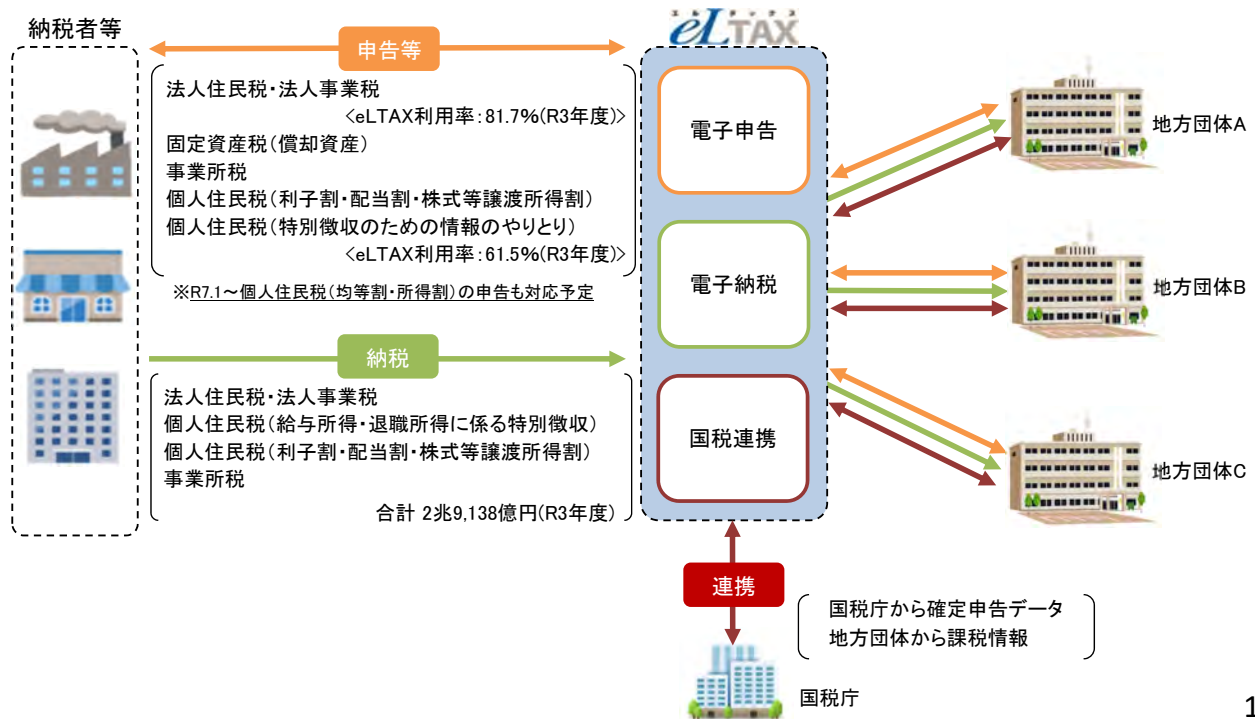
- 国税庁においてはこれまで、官民の情報連携の基盤として、マイナポータル連携を推進してきた。
- 令和5年1月からは、1年分の医療費通知のほか、公的年金等の源泉徴収票と国民年金保険料の控除証明書が新たに連携対象として追加される予定。



11

eLTAX（エルタックス）について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



12

eLTAXによる国税・地方税の情報連携

国税庁→地方団体

- **所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信(平成23年1月～)**
 → 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- **法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信(平成25年5月～)**
 → 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- **源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信(平成29年6月～)**
 → 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供
- **法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出の地方団体へのデータ送信(令和2年3月～)**
 → 国税庁にe-Taxで提出された法人納税者の開廃業・異動届等について、地方団体にも情報を提供
- **法人税申告時に提出された財務諸表の地方団体へのデータ送信(令和2年4月～)**
 → 国税庁にe-Taxで提出された法人税関係書類としての財務諸表等について、地方団体にも情報を提供
- **法人税情報(法人名簿情報・申告決議情報等)の地方団体へのデータ送信(令和2年11月～)**
 → 国税庁が保有する法人税情報について、地方団体に情報を提供



地方団体→国税庁

- **扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信(平成25年6月～)**
 → 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- **市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継(平成29年1月～)**
 → 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



上記のほか、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化(平成29年1月～)を行っている。
 → 支払報告書と源泉徴収票を統一したレイアウトで作成し、eLTAXを通して提出することで、支払報告書が市町村に、源泉徴収票が税務署に提出される。

13

国税地方税の情報連携の拡充等について

- 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化・電子化に向け、現在、国税庁と総務省、地方税共同機構において、国税からeLTAXを通じて送付される申告書や法定調書等の情報の拡充を検討中。
- また、税務署及び地方団体の双方において、現在、税務情報等の照会業務を書面により行っていたり、直接、事務所等に赴いて資料を閲覧しているという現状があるため、上記情報連携の拡充とともに、照会業務のオンライン化について検討中。

■デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日・閣議決定)【抜粋】

[No. 9-10] 国税地方税連携の推進

- ・ 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度(2011年度)以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。
- ・ 一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等に対応しており、**国税・地方税当局双方の事務負担**となっている。
- ・ 令和8年度(2026年度)に予定している国税情報システム(国税総合管理システム(KSK)と国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、**当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。**

■現在、国税庁と調整中の連携項目

1. 法人税関係	対象書類(例)	連携方法
	書面の申告書(各種別表・付表を含む)	書類により異なる (イメージ+データ or イメージのみ)
	書面の申告添付書類(財務諸表や有価証券の内訳書など)	
上記以外の書類(申告期限延長申請書や出資関係函など)		
2. 所得税関係	対象書類(例)	連携方法
	書面の申告書(所得内訳書、収支内訳書、青色申告決算書等を含む)	書類により異なる (イメージ+データ or イメージのみ)
	書面の申請書や届出書(所得税の申告等の期限延長申請書、個人事業の開業・廃業等届出書など)	
上記以外の書類(生命保険契約等の一時金の支払調書など)		

14

個人住民税の課税・徴収に必要なことの整理

- 個人住民税を適切に課税・徴収するために必要なことは以下のとおり。

1. 納税義務者・納付先団体の設定(誰が・どこへ)

→ 現在、1月1日時点で住所を有する者が、当該市町村に対し、道府県民税分もあわせて納付。

2. 納税義務者の所得情報・世帯情報等を基礎とした税額の設定(いくら)

→ 現在、国税に提出された確定申告書等をもとに、市町村が税額を確定(均等割+所得割)。

→ その際、納税義務者と生計を一にする配偶者や扶養親族などの世帯情報(構成人数、年齢、障害の有無、これらの者に係る前年所得など)も必要。

3. 課税・徴税方式の設定(どのように)

→ 賦課課税方式(市町村において税額を計算。納税義務者・特別徴収義務者での計算は不要。地方団体独自の減免等も賦課のタイミングで可能。R6年度から森林環境税も合わせて賦課徴収)。

→ 普通徴収 及び 特別徴収(給与所得者については納税義務者数・税額とも9割超が特別徴収方式)

4. 納期の設定(いつまでに)

→ 普通徴収であれば、年4回納付(6月末・8月末・10月末・1月末。条例により別に設定可能)。

特別徴収(給与所得・年金所得)であれば、各月分を給与等から特別徴収し、翌月10日までに納入。

15

個人住民税の現年課税化に係る論点と検討の視点(1/2)

論点

前ページまでの内容を踏まえ、個人住民税の現年課税化については、どのような課題・実現方法等が考えられるか。

検討の視点

1. 納税義務者・納付先団体の設定（誰が・どこへ）関係
 - ・ 複数の地方団体からの課税を防止するためには、全国統一的な基準が必要。
 - ・ 「1月1日住所地市町村」以外の案はあるか。複数の基準を設定すると課税関係が複雑化しないか。
 - ・ 所得税とは非課税限度額等で差異がある中、どう納税義務者等を把握するか。
 - ・ 特別徴収義務者（企業等）は納付先市町村をどう特定するか。特に、講演・原稿執筆等を依頼する場合や短期間アルバイトを雇用する場合など、都度、納付先を把握し、納付する事務負担をどう考えるか。
2. 納税義務者の所得情報・世帯情報等を基礎とした税額の設定（いくら）関係
 - ・ N年の課税所得は、確定申告(N+1年3月15日まで(原則))によって初めて確定する中、デジタル技術の活用も踏まえつつ、N年の個人住民税額をどう確定させるか。
 - ・ 現在、市町村において、氏名・住所・マイナンバー等をもとに名寄せをしたうえで、個人の課税情報を把握し、当該情報は社会保障制度等の他分野で活用されていることとの関係をどう考えるか。
 - ・ 地方団体独自の超過課税・減免等について、いつ、どのように反映させるか。
 - ・ 毎年の特別徴収税額をどう設定するか。

16

個人住民税の現年課税化に係る論点と検討の視点(2/2)

検討の視点

3. 課税・徴税方式の設定(どのように)関係
 - ・ 仮に、所得税と同様の課税方法とした場合、納税義務者・特別徴収義務者に生じる年末調整等の事務について、どう負担軽減を図るか。
また、その場合、現在、個人住民税が源泉徴収されていない所得について、どう取り扱うか。
 - ・ 所得の確定に伴い生じる、各地方団体の追徴・還付等の事務について、どう負担軽減を図るか。
 - ・ 予定納税制度、平均課税など、現行所得税のみに導入されている制度をどうするか。
4. 納期の設定（いつまでに）関係
 - ・ 納期はどのように設定すべきか。
5. その他
 - ・ 切替年度における納税者の税負担について、どう考えるか。
 - ・ 特別徴収義務者の給与システム等を改修しないといけないが、スケジュールやコストはどうか。(地方団体の個人住民税システムは、いわゆる「システム標準化」の対象)
 - ・ 個人住民税の地方税としての存在意義をどう考えるか(所得税の附加税のような位置づけとならないか)。

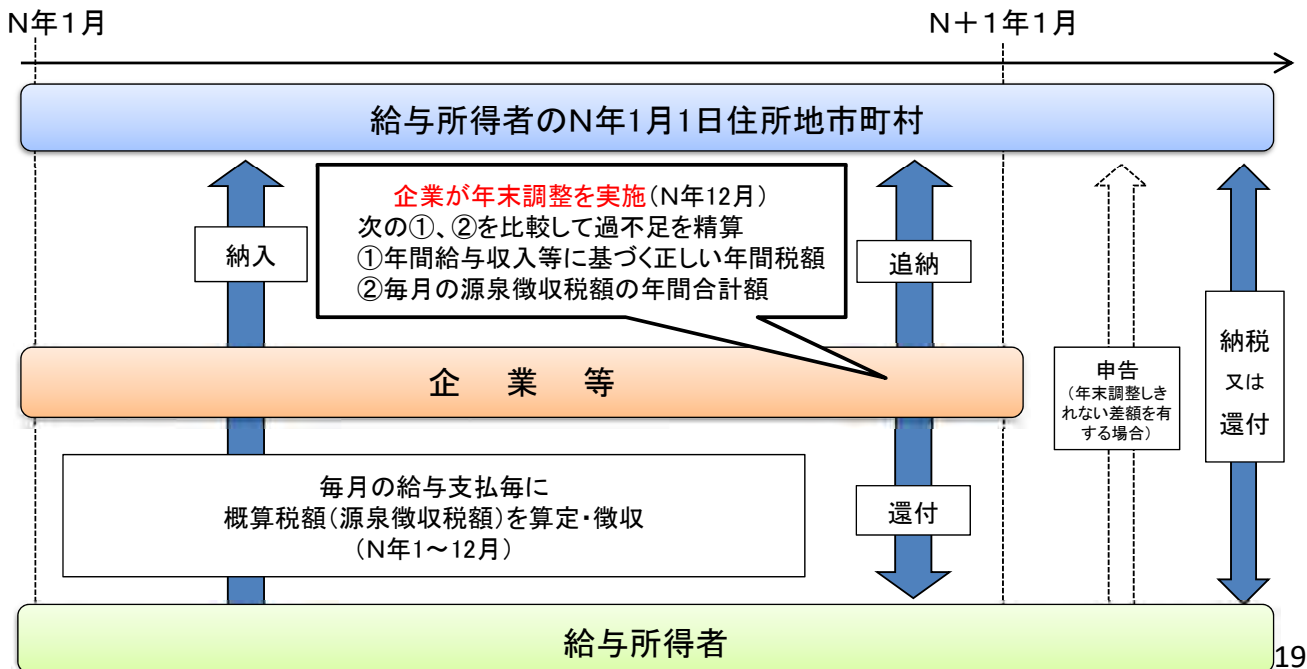
17

参考資料

従来の検討案①

所得税方式(案)(給与所得者の場合)

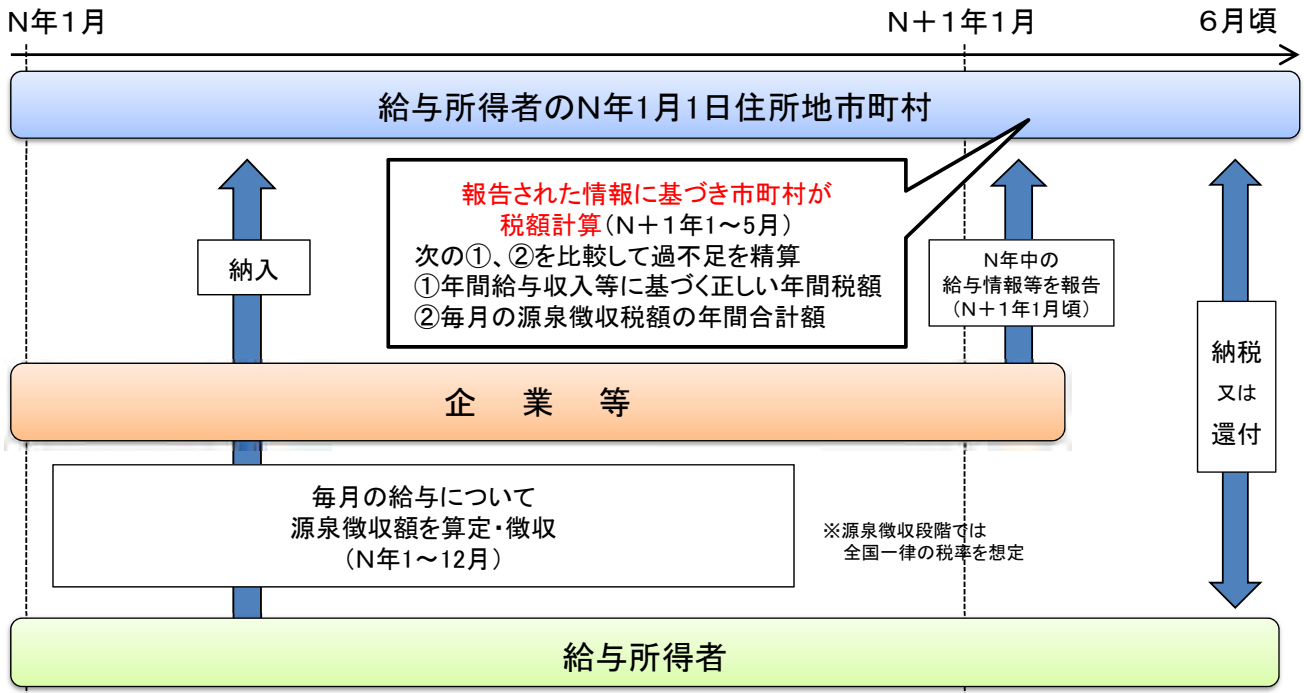
- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



従来の検討案②

市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、**給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。**
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う**所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。**



20

所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(各府省に対する調査結果)

未定稿

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

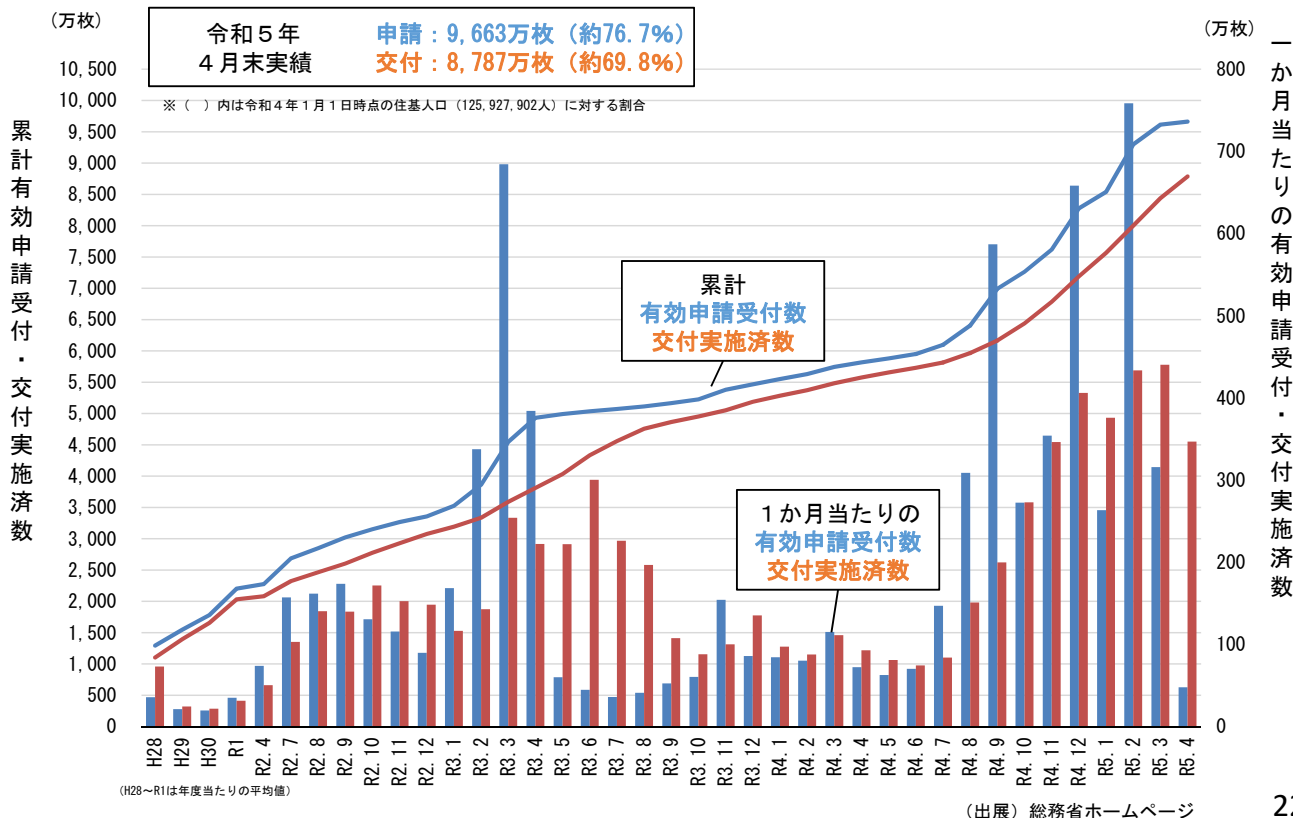
(令和2年8月時点)

関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税	基準	関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税	基準
児童手当(支給資格に係る所得制限)	○		①⑥	高等学校等修学支援事業費補助金(支給資格に係る所得制限)(予)	○		④⑤
母子家庭等自立支援給付金(支給資格に係る所得制限)	○		①⑥	私立中学校等修学支援実証事業(支給資格に係る所得制限)(予)	○		④
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	○		①	高校生等奨学給付金(支給資格に係る所得制限)(予)	○		⑤
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	○		①	専門学校生への経済的支援(支給資格に係る所得制限)(予)	○		⑤
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	○		①⑥	児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	○	○	⑤⑥⑦
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	○		①②⑥	未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	○	○	⑤⑥⑦
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	○	○	①④⑥⑦	養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	○	○	⑤⑥⑦
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	○	○	①③⑥⑧	養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	○		⑤
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	○		①	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	○		⑥
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	○		①④⑥	独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	○	○	⑤⑥⑦
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	○		①	拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	○		⑥
私立大学等経常費補助(自己負担額)		○	①	日本放送協会放送受信料(免除要件)	○		⑥
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)		○	①	生活困窮者自立支援(支給資格に係る所得制限)	○		⑥
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)		○	①	特許料金等の減免措置(減免の要件)	○	○	⑥⑦
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		①②③	原爆被爆者の訪問介護利用料助成(支給資格に係る所得制限)(予)		○	⑦
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		①②③	就職促進手当(支給資格に係る所得制限)		○	⑦
恩給(支給額)		○	③	中高齢失業者等求職手帳(支給資格に係る所得制限)		○	⑦
国会議員互助年金(支給額)		○	③	老齢年金生活者支援給付金(支給資格に係る所得制限)	○		⑧
すまい給付金(給付額)(予)	○		④	若年定年退職者給付金(給付額)		○	⑧
子ども・子育て支援制度(保育料)	○		④⑤	義務教育段階の就学援助制度(支給資格に係る所得制限)	○	○	⑧
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	○		④⑥	給付型奨学金(支給資格に係る所得制限)	○		⑧
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	○		④	貸与型奨学金(所得運動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	○		⑧
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	○		④				
高等学校等就学支援金制度(支給資格に係る所得制限)	○		④⑤				

- ① 総所得金額等・合計所得金額
- ② 基礎控除後の総所得金額等
- ③ 課税総所得金額等
- ④ 個人住民税所得割額
- ⑤ 個人住民税所得割非課税
- ⑥ 個人住民税均等割非課税
- ⑦ 所得税額
- ⑧ その他

マイナンバーカードの申請・交付状況

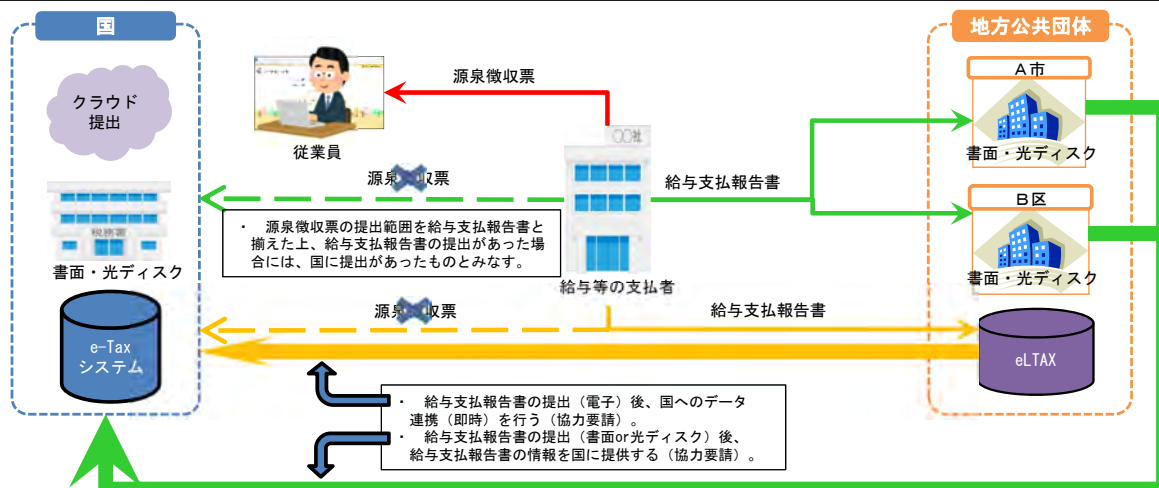
○ マイナンバーカードの申請・交付状況については、下記のとおり。



22

源泉徴収票の提出方法等の見直し【令和5年度税制改正】

- 給与等の支払者は次の書類をそれぞれ次の者に提出しなければならないこととされている。
 - ① 給与所得の源泉徴収票 : 国 (具体的には、給与等の支払者を所轄する税務署) 及び従業員
 - ② 給与支払報告書 : 従業員の居住地の地方公共団体
 - 給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方公共団体に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員について、国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなすこととし、地方公共団体は、提出された給与支払報告書データ (書面又は光ディスクに係るもの) を、国へデータ連携する (協力要請)。(eLTAX提出分は国税へ即時連携を行う。)
- ※ 公的年金等についても同様とする。
 ※ 上記の見直しは、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用する。

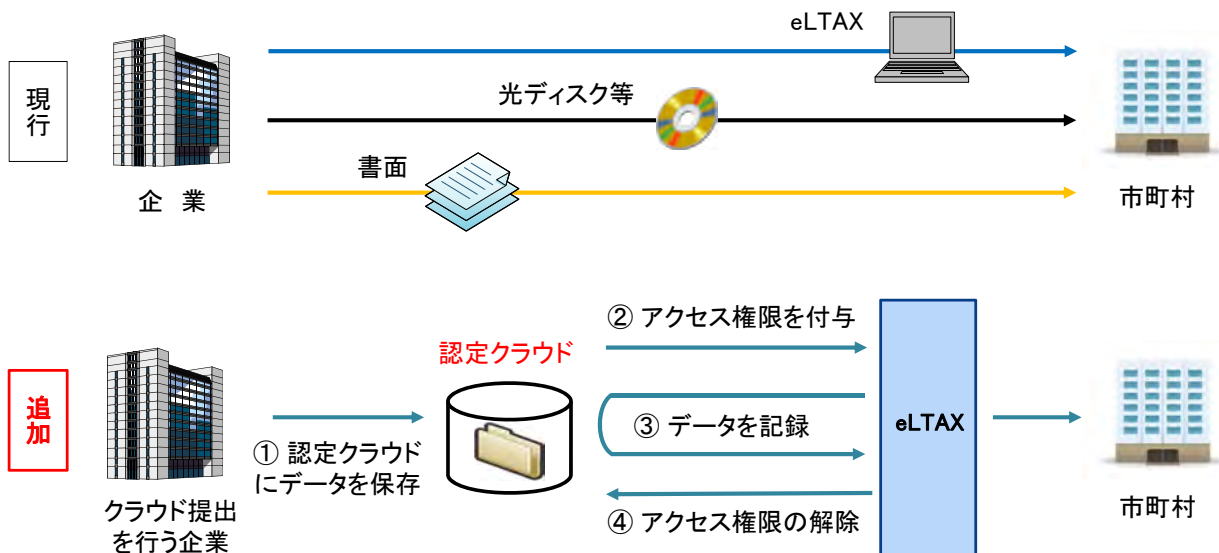


23

クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備【令和5年度税制改正】

- 企業が市町村に対して提出する給与支払報告書等について、これまでの提出方法（eLTAX、光ディスク等、書面）に加え、クラウドサービス等を利用して提出できることとする。

※ 令和5年4月1日施行（eLTAXのシステム面も含めた実務的な準備が整い次第、対応）。



※ 実務的な準備が整い次第、対応する。

24

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度（均等割：昭和51年度創設、所得割：昭和56年度創設）
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額（生活扶助基準額＋住宅扶助＋教育扶助）を勘案して設定

<非課税限度額の基準>

均等割	所得金額 ≤	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	令和3年度以降 10万円	+	加算額 21万円
所得割	所得金額 ≤	35万円	× 世帯人員数	+	10万円	+	32万円

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率（1級地：1.0、2級地：0.9、3級地：0.8）を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額－所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

(注6) 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替（10万円）に伴い、非課税限度額の基準額に10万円を加算

（令和3年度分個人住民税から適用）

25

フランスにおける所得税の現年課税化について - 「空白の1年」はどのように扱われたのか-

帝京大学経済学部 講師

小西 杏奈

はじめに

1. 本報告の目的

- ・日本では国の所得税制はN年の所得にかかる税をN年に納めている（現年課税）ものの、住民税においては、N-1年の所得にかかる税をN年に納めている。本検討委員会では、N-1年課税によって生じる種々の問題を克服するため、所得税と同様住民税においても現年課税化を進めるべきであるという方向で議論が進められている。
- ・しかし、住民税の現年課税化にあたっては、とりわけ現年課税化を実施する年の前年所得をどのように扱うかなど議論しなければならない論点が多く残されている。
- ・2019年1月1日、フランスで源泉徴収制度が開始された。フランスの納税者はこれまでN-1年の所得にかかる所得税を納めていたが、源泉徴収制度導入と同時に、N年の所得にかかる所得税を納めるようになった（現年課税化）。
- ・住民税（地方税）ではなく、所得税（国税）という点で日本とは異なるものの、フランスの所得税の現年課税化の例は、所得税の現年課税化を最近実施した事例として、日本の住民税の現年課税化を検討する際に参考になる情報があるのではないか。

2. フランスの所得税制および地方税制

○所得税制の概要¹

- ・総合課税：俸給・給与、傷病・出産等手当、企業からの現物支給（食事、住宅等）、失業手当、早期退職手当等
利子・配当所得：分離課税（一律12.8%）と総合課税の選択（+17.2%の社会保障徴収²）
キャピタル・ゲイン：分離課税（一律12.8%）と総合課税の選択（+17.2%の社会保障徴収）
不動産売却益：19.0%（50,000€を超える場合は、売却益全体に対し追加的に2~6%）
- ・世帯課税でN分のN乗方式³が採用されている → 家族の状況により世帯の納税額が変化する
- ・所得税を実際に支払っている世帯数が少ない。
2020年は、3930万課税世帯中1760万課税世帯（44.7%）のみが所得税を支払った。

¹ 所得税の課税対象については次のURLを参照 <https://www.impots.gouv.fr/particulier/ce-qui-est-impose-en-france>

² 社会保障徴収（Prélèvements sociaux）は、資産所得およびキャピタル・ゲインに課される。CSG、CRDS、prélèvement social、contribution additionnelle、prélèvement de solidaritéが該当し、社会保障支出に充てられる。

³ フランスの所得税は、N分のN乗方式に基づいて、次のように計算される。家族の所得を合算し家族構成に応じた除数N（大人1人を1、子どもを0.5、ただし3人目以降は子どもも1で計算）で割って1人当たりの所得を算出する。これに税率をかけた1人当たりの税額をN倍して世帯の税額を得る（日経新聞電子版「少子化対策で注目「N分N乗」働き方で変わる負担」）。

(参考) 所得税税率表

課税所得	限界税率
10,777€まで	0%
10,778€～27,478€	11%
27,479€～78,570€	30%
78,571€～168,994€	41%
168,994€超	45%

(出典) Service-Public.fr フランス政府情報・行政手続き公式ホームページ

« Quel est le barème de l'impôt sur le revenu ? »

○地方税制の特徴

・地方税を徴収するのは国の機関である DGF_{IP}（公共財政総局、経済財政省管轄）で、地方自治体は徴収していない。

・大きく変わる地方自治体の収入：収入の自治の低下と財源保障⁴

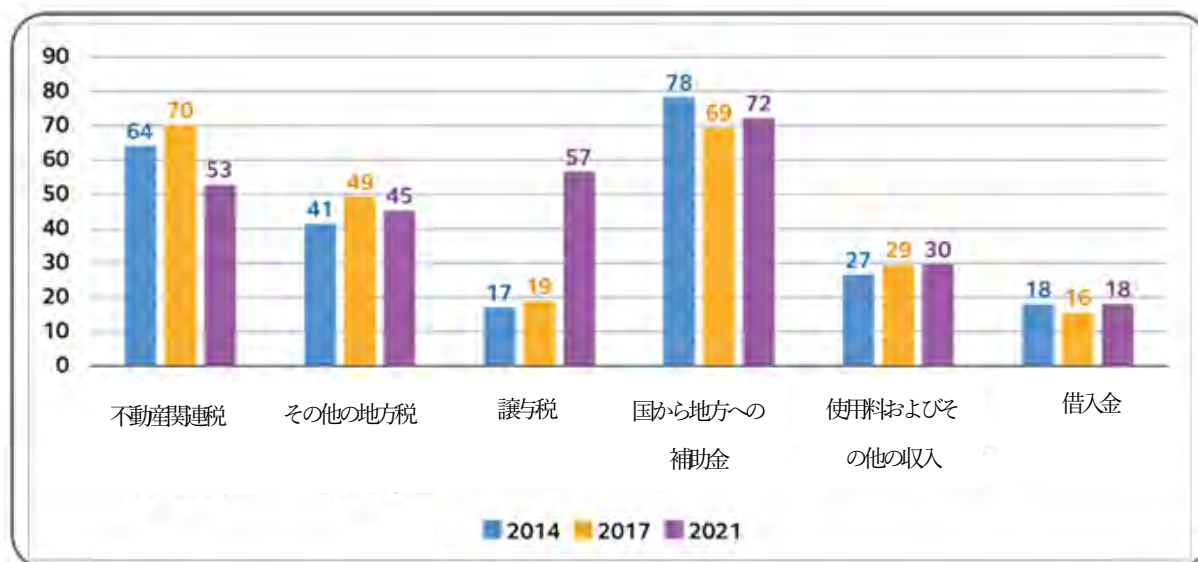
コミューン（市町村、約 35000）、デパルトマン（県、100⁵）、レジオン（州、18）⁶

2010 年以降、住民と企業が負担する地方税の大幅な軽減

＝ 職業税の廃止、主たる居住にかかる居住税の廃止、企業付加価値税の半減

コミューンの重要な財源であった住居税の廃止により、コミューンの地方税における税率決定の裁量は大幅に低下→国税である付加価値税をベースにした譲与税の割合の増大（地方自治体の財源の安定に寄与）

図1 地方自治体の収入構造の変化（2014年・2017年・2021年、10億ユーロ）



(出典) Cour des comptes (2022), p.23.

⁴ Cour des comptes (2022), p.32.

⁵ 海外県 4 を含む。

⁶ 海外州 5 も含む。

1. 2019年の源泉徴収税導入及び現年課税化の概要

1. 源泉徴収制度導入までの経緯と目的

○失敗の歴史

- ・他国と同様、第二次世界大戦期に源泉徴収制度の導入が議会で議論されるが失敗⁷
→申告制の継続、収入を得たタイミングと税を支払うタイミングに1年の差が残る
=フランスにおいて所得税が痛みを伴う税として継続
- ・1973年と2009年に源泉徴収税導入を試みるも再び失敗

○オランダ政権からマクロン政権へ

- ・2015年6月：フランソワ・オランド大統領（社会党、任期：2012-2017年）によって提案
- ・2016年：2018年1月からの実施を決定
導入に向けた準備がDGFIPで進められる。
- ・2017年5月：源泉徴収税導入を支持するエマニュエル・マクロンが大統領に就任
源泉徴収の導入が企業に与える影響を精査するため、導入のタイミングを2018年1月から2019年1月へ延期
- ・2019年1月：源泉徴収税導入（提案から4年の時間を要した）

○源泉徴収制度導入の目的

- ・所得税の現年課税化（最大の目的）⁸
- ・徴税の簡素化：1700万の課税世帯を相手にするのではなく170万の第三者のコレクターを相手にするための改革

2. 制度改革の概要とフランスの源泉徴収制度の特徴

○源泉徴収制度（N年）＋所得申告（N+1年）の義務付け

【改革前】

- ・N年所得に対する所得税をN+1年の5月～6月に申告
- ・所得合算、控除額計算後、最終的な納税額が納税者に通知されN+1年の9月に納税⁹

⁷ 1918年には雇用主が被用者の所得申告をすることに反対する運動が起こった。被用者と農業従事者や自営業者の間の収入の捕捉率の差異（日本でいうところのクロヨン問題と類似）を理由に、被用者側が反対した（Delalainde (2014)、cité par Cour des comptes (2021), p.16）。ドイツ1925年、アメリカ1943年、カナダ1917年、オランダ1941年、オーストラリア1942年、イギリス1944年に源泉徴収制度を導入。ニュージーランド、アイルランド、ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、イタリア、スペインは1950年代～1970年代にかけて導入（Ibid, p.14）。

⁸ N年に失業、就労時間の減少、離別等により世帯収入が減少しても、納税はN+1年に行われるため、納税が困難になるケースに配慮（Ibid, p.20）。

⁹ 年収27,000ユーロ（約351万円）以上の世帯には前年所得に対する所得税の年10回の分割納付が義務付けられており、6割の所得税の納税者にこの方法が適用されていた。残り4割は年3回の分割納付。

【改革後】

- ・ N 年所得に対する所得税は給与所得等については毎月源泉徴収、その他所得についても自動徴収
- ・ N+1 年の 5~6 月に所得申告。N+1 年の 1 月初旬に 60%（概算）、夏頃に残りの額（申告を受けて正確に算出、納税者に通知）の税の還付（N 年所得分）¹⁰を行う。必要に応じて追加徴税も実施。
 - 1 月の源泉徴収が行われる前の 1 月初旬に税還付の 60%分を納税者に支払うことで、納税者に源泉徴収制度と現年課税のメリットを実感してもらう狙いがある。

○フランスの源泉徴収制度の特徴

- ・ 多様な所得が源泉徴収・自動徴収の対象となっている：個人所得税の 98%。
 - 源泉徴収（公務員給与、賃金、年金、失業などの手当）
 - 自動徴収（事業商業所得、非商業所得、農業所得、不動産所得）
- ・ N 年の源泉徴収税率（所得税率表に対応）を納税者のリアルタイムの家族や収入状況に合わせることで、所得申告後に行われる追加徴収を可能な限り回避
- ・ プライバシーへの配慮（企業負担の軽減）
婚姻状況の変更や出生に伴う家族数の変更は、DGFIP のサイトを通じて個人が申告¹¹
- ・ 年末調整はない。

○現年課税の対象となっていない所得：利子・配当所得、キャピタル・ゲインは N+1 年に納税

- ・ 動産所得については、分離課税と総合課税は選択制

★分離課税を選択した場合★

利子・配当所得：取得の翌月に金融機関を通じて自動徴収（単一定率徴収（PUF））

→自動徴収された額は N+1 年の所得申告の際に税額控除、N+1 年中に納税

キャピタル・ゲイン

→N+1 年に所得申告、N+1 年中に納税

★総合課税を申告した場合★

→N+1 年に所得申告、N+1 年中に納税

2. 制度移行時の工夫

1. 2018 年所得は「空白の 1 年」

○徴収の現代化に伴う税額控除（給付付き）CIMR, Crédit d'impôt de modernisation du recouvrement

- ・ 制度移行の 2019 年の前年の 2018 年「非例外所得（後述）」にかかる所得税について、CIMR という税額控除制度を設け非課税化。2018 年を「空白の 1 年 année blanche」とした¹²。「非例外所得」は給与や年金収入など定期的に入る収入が含まれる。

※2018 年にフランスで収入がなかった者（2019 年に労働市場に参入した若者、フランスに来た駐在員、

¹⁰ 給付付き税額控除も含む。

¹¹ 通知された税率から、給与所得以外の他の所得や家族構成、配偶者の所得等が推測できる恐れもあるため、当該企業での所得のみによる税率や家族の所得を含まない税率を納税者が選択し、徴収税額の差は事後的に申告で精算する方式も選択可能（羽白（2018）, p.67）。

¹² オランダで現年課税化された際は、制度移行時の前年所得にかかる所得税について 5 年間の「納税期間」を設けた。イギリスは所得税の課税期間を 18 か月×2 回とした（Cour des comptes (2021), p.21）。

帰国者)は CIMR の恩恵を受ける事ができない。

○「非例外所得」と「例外所得」の分離¹³

・以下の例外所得は CIMR の対象とならず課税

※ただし、これらが例外所得とみなされ課税されるには、過去 3 年間の課税所得の平均金額を上回る必要がある。

- 例外的な労働に対する追加的な特別賞与

- 個人が商業用またはアトリエ用として借りていた物件を大家に返し、経済・芸術活動を辞めた際に受け取る補償金

- 企業からの分配金（配当金など）etc.

※135 万の課税世帯（改革の前年は全体 1650 万のうち 8.2%）が支払った例外所得に対する所得税は、CIMR の対象にはならなかった¹⁴。

2. 税額控除・給付付き税額控除の扱い¹⁵

・2018 年所得にかかる所得税に紐づけされた既存の税額控除などの税還付を 2019 年に実施¹⁶。

→以降、2019 年以降も N 年に N-1 年の所得にかかる税額控除の税還付を行う。

※政府にとっては租税支出の増大にはならないが、現年課税の例外を作る結果に。

【案 1】2018 年所得への課税と租税支出両方を無視

法的には問題がなかったが、寄付控除をモチベーションにしている納税者による寄付が減少することへの懸念

【案 2】納税と RI-CI を N 年に実施

平均をとって源泉課税から控除 or RI-CI の総額を税務署から還付

※いずれにせよ N 年の時点では、税額控除は暫定的な額（正確な額が確定するのは申告を待つしかない）

→ 国は 2019 年に 2018 年所得と 2019 年所得の両方の RI-CI を支払わなければならない。

=実施年度においてこれは 100 数億ユーロの国の負担の増加

★1 月に税額控除 60%の支払い

1 月の源泉徴収が行われる前に、納税者は RI-CI を受け取ることになる。これは納税者に源泉徴収制度を受け入れてもらうための制度。

→ 税額控除額は平均 640€で、853 万世帯（2021 年）、納税者の半分を占める。

¹³ Ibid, p.48.

¹⁴ Ibid, p.49.

¹⁵ Ibid, p.54.

¹⁶ デンマークで現年課税化が実施された際には、空白の 1 年の所得にかかる税額控除は行わなかった。

3. 情報共有のためのキャンペーンの実施

- ・ 4年間の実験、試行錯誤、実施の延期
 - ・ 納税者と第三者徴税者への情報伝達
 - 徴税者：相互コミュニケーション、説明ビデオを作成（13,000ユーロ（2017-2020年））
 - 納税者：テレビ、ビデオ、SNS
- 「源泉徴収はあなたの人生に合わせて la prélèvement à la source s'adapte à votre vie」

3. 税務行政・納税手続き簡素化のための仕組み

1. フランスの源泉徴収制度導入に必須だった「記名制社会保障申告制度（DSN）」

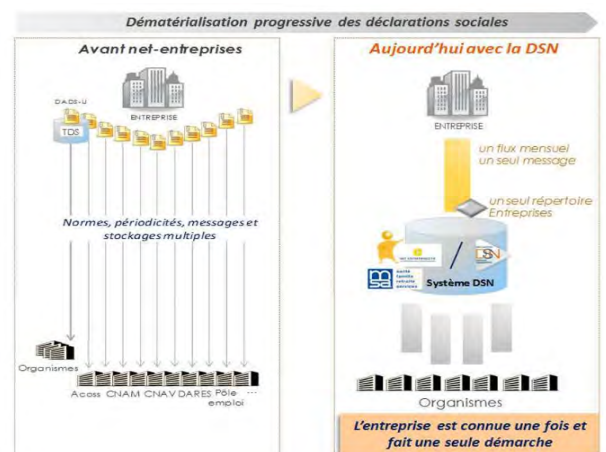
○DSNの概要

- ・ 企業の社会保険料と従業員の情報を社会保障組織（社会保険料の給付を行う組織）¹⁷に送信するためシステム＝賃金支払いソフトで計算された情報に基づいて毎月申告が自動で行われる¹⁸
- ・ DSN実施に伴う企業の追加的なコスト：DSNに対応した賃金支払いソフトの導入、源泉徴収額の記入
- ・ 2017年から段階的に導入、2019年1月1日に本格的に導入¹⁹

○DSNと所得税の源泉徴収の関係

- 1) 企業は毎月DSNに個々の従業員に関する情報を入力する際、DGFIP宛てに給与収入にかかる源泉徴収額を記入する。
- 2) 源泉徴収の税率はDGFIPが事前に企業に伝達しているものを適用。
- 3) 源泉徴収されたものは、DGFIPに納付される

→会計院は「源泉徴収制度の実施において、このDSNを利用できたことは極めて重要であった²⁰」と評価



(出典) DIP-MDS (2015), p.6.

○導入の背景

- ・ DSN導入以前、企業は従業員の賃金と紐づけされている社会保険料・社会保障徴収に関して、様々な社会保障関連機関や行政機関に対して、従業員一人につき年間30程度の申告を行っていた²¹
 - ＝複雑かつエラーも多発、企業のコストとなり競争力の喪失が懸念
- 現在、300万の企業がオンラインで手続きを完了（ワンストップ）

¹⁷ 社会保障組織には、Pôle emploi, CPAM, Caisse primaire d'assurance maladie, Urssafなどが含まれる。

¹⁸ データ化された情報の相互共有を可能にしたこのシステムにより給与天引きシステムが簡素化され、給与以外の収入に対しても簡易的な源泉徴収制度（Pasrau）がつくられた。

¹⁹ 経済財政省公式ホームページ「La déclaration sociale nominative (DSN), comment cela fonctionne ?」。DSNの導入にあたっては、社会保障組織はGIP-MDSという公益団体と協力して、2000年から実態調査と申告手続きの簡素化を進めていた（GIP-MDS (2015), p.6.）。

²⁰ Cour des comptes (2021), p.25.

²¹ DIP-MDS (2015).

2. 納税者の利便性の向上に向けた取り組み²²

○電子申告、電子納税（口座の紐づけ）

- ・ DGFIP（公共財政総局）のポータルサイト

個人及び法人が申告・納税に係る情報の取得や手続きをすべて行う

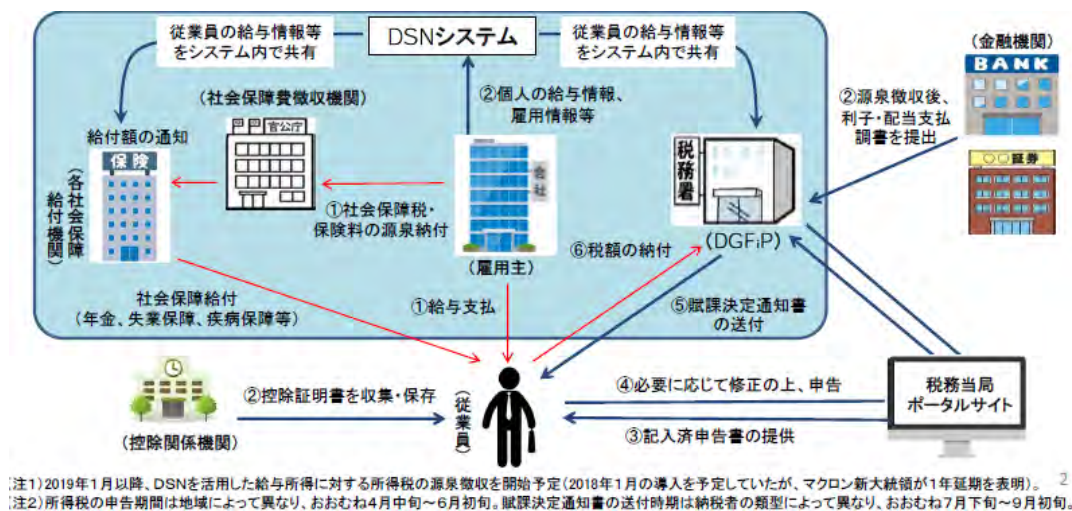
電子申告者の割合は増加、2017年の所得（2018年に申告）に対しては、所得税納税者の60%（前年から+12.6%増）²³

- ・ 現在は、オンラインでの申告の義務化が進められている。

○所得税申告の義務化と簡素化（記入済み申告書）

- ・ 源泉徴収が実施されても所得税の申告は義務
- ・ 納税者の負担軽減・利便向上のため DGFIP が持っている情報を用いて納税者用に記入済みの所得申告書を作成

図 給与所得者等の記入済み申告書作成の仕組み



(出典) 増井・土居 (2017)、p.2 より引用。

おわりに

○源泉徴収制度・現年課税化に対する評価と効果

- ・ 源泉徴収制度の導入と現年課税化について、81%のフランスの人々は現行制度が望ましいと考えている²⁴。
- ・ 源泉徴収制度を導入したことで税の未払いが減少。

○考察

- ・ 源泉徴収制度が存在しなかったことで納税者の所得申告の利便性の向上が進められたり、所得と紐づけられた様々な社会保障給付が存在したために DSN ができたり、源泉徴収制度導入前にデジタル化によって既存の複雑な制度が急速に簡素化されていた。
- ・ 納税に関しては DGFIP が管理しているので、個人の情報を企業に伝える必要はなく、源泉徴収制度に移

²² 本項目に関する詳細は、増井・土居 (2017) を参照。

²³ Le Parisien, « Impôts : 60% des Français ont déclaré leurs revenus en ligne », le 2 juillet 2018.

²⁴ Cour des comptes (2021), p.35。

行しても企業が従業員の家族の状況等を把握する必要がない。日本の住民税で同様の仕組みを構築しようとすれば、どのようなものが可能か。

- ・資産関連所得について、N年に課税をすることを断念しN+1年の所得申告時に同額を税額控除するという仕組みについてどう考えるか。

【参考文献】

Cour des comptes (2021), *La mise en œuvre du prélèvement à la source*.

Cour des comptes (2022), *Le financement des collectivités territoriales*.

Delalande, Nicolas (2014), *Les batailles de l'impôt, Consentement et résistances de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil.

DIP-MDS (2015), « La déclaration sociale nominative », dossier de presse, mars 2015.

羽白淳(2018)「フランス所得税源泉徴収2019年1月いよいよ導入へ——前年所得課税の現年課税化(CLAIR 海外だより)」『自治実務セミナー』2018年11月号。

増井良啓・土居丈朗(2017)「政府税制調査会海外調査報告(フランス・イギリス)」

【参考 URL】

Service-Public.fr フランス政府情報・行政手続き公式ホームページ

« Quel est le barème de l'impôt sur le revenu ? »

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1419>

Impôts.gouv.fr 国税局公式ホームページ

« Ce qui est imposé en France »

<https://www.impots.gouv.fr/particulier/ce-qui-est-impose-en-france>

Le Parisien, « Impôts : 60% des Français ont déclaré leurs revenus en ligne », le 2 juillet 2018.

<https://www.leparisien.fr/economie/impots/impots-la-declaration-de-revenus-en-ligne-progresse-02-07-2018-7803546.php>

La finance pour tous « Les chiffres clés de l'impôt sur le revenu » 2022年1月12日更新

<https://www.lafinancepourtous.com/decryptages/finance-perso/revenus-et-fiscalite/impot-sur-le-revenu/les-chiffres-cles-de-l-impot-sur-le-revenu/>

経済財政省公式ホームページ « La déclaration sociale nominative (DSN), comment cela fonctionne ? »

<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/declaration-sociale-nominative-dsn#>

日経新聞電子版 2023年2月14日「少子化対策で注目「N分N乗」働き方で変わる負担」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL142VN0U3A210C2000000/>

現年課税化に係る切り替え年度について (令和4年度検討会における議論)

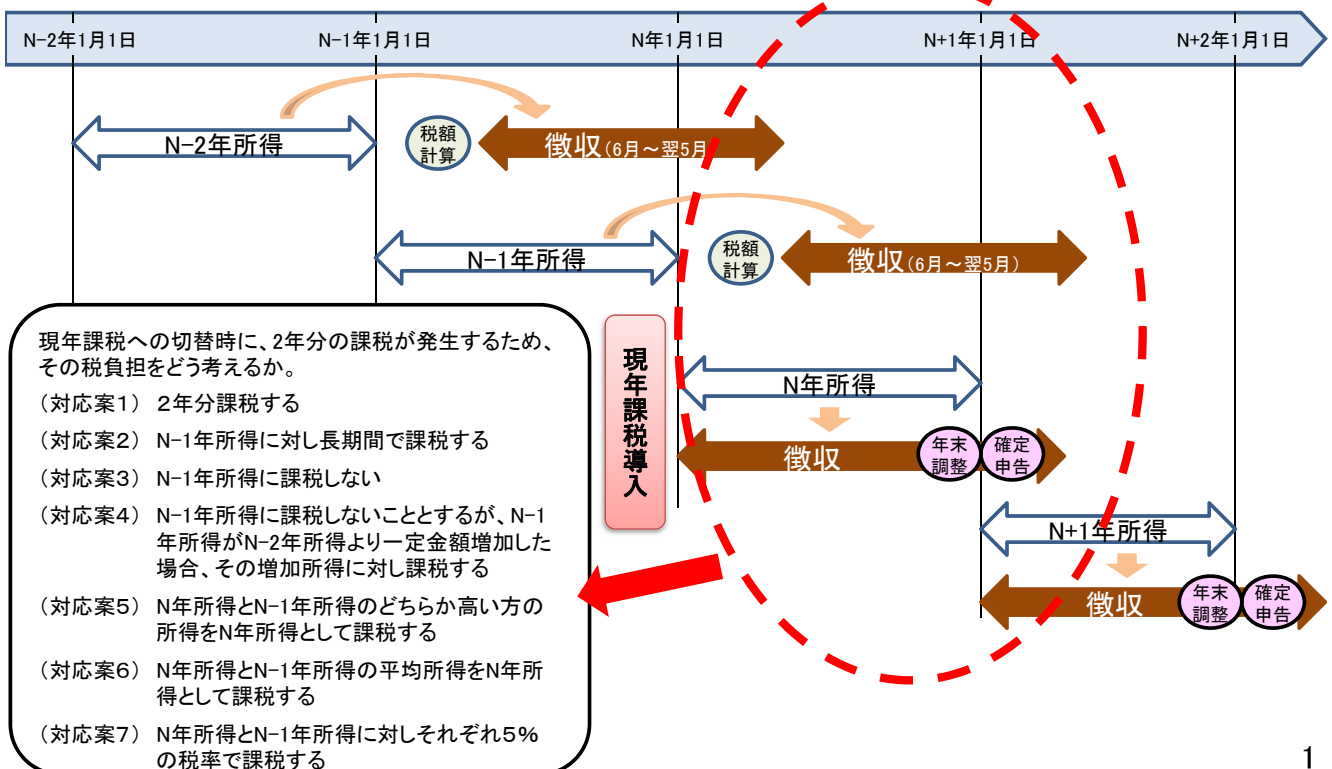
総務省自治税務局市町村税課

切替年度の税負担のあり方(1/2)

令和4年9月27日
令和4年度第2回検討会資料

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



切替年度の税負担のあり方(2/2)

令和4年9月27日
令和4年度第2回検討会資料

- N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を非課税とすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

(例)

		N-1年	N年	N+1年
A	年齢21歳 独身	年収 100万円 個人住民税 0万円	年収 300万円 個人住民税 0万円 11.65万円 N-1年分 N年分	年収 300万円 個人住民税 11.65万円
B	年齢28歳 夫婦子1人	年収 400万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 14万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
C	年齢30歳 独身	年収 2,000万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 146.45万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
D	年齢55歳 夫婦	年収 2,000万円 個人住民税 146.65万円	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円 146.65万円 N-1年分 N年分	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円
E	年齢64歳 夫婦	年収 150万円 個人住民税 61.45万円	年収 150万円 個人住民税 0万円 0円 N-1年分 N年分	年収 150万円 個人住民税 0万円

N-2年分に退職(その年の所得が1,000万円の場合)

2

切替年度の税負担に係る各対応案の検討

令和4年9月27日
令和4年度第2回検討会資料

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。 ●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。
対応案3	N-1年所得に課税しない	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。 ●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。 ●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。

■昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

(1)昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

(2)昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

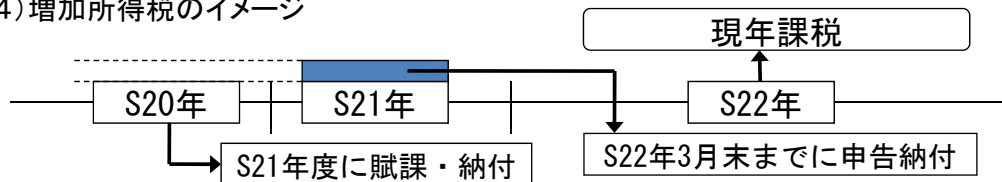
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

(3)増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

(4)増加所得税のイメージ



4

令和4年度 個人住民税検討会報告書(抜粋)

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

<切替年度の税負担のあり方>

N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を課さないこととすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

例えば、給与所得者の様に毎年概ね同額の所得を得ている者においては、N-1年分の所得に対して課税を行わないこととしても生涯負担すべき税負担については大きな変化は生じないが、N-1年に退職して、N年から年金受給者となるような場合にN-1年分の所得に対して課税を行わないこととなると、本来負担すべきであった税負担を回避することができることとなる。この様に世代間の税負担について不公平が生じることをどのように考えるべきか。

また、株式や土地の譲渡所得等の納税者の意思によって所得の発生時期を調整することができるものを有する者については、N-1年分の所得が課税されないことが分かった時点で、多くの納税者がN-1年時点で保有している株式や土地等を譲渡して、課税を免れようとすることが予想される。この点については、税負担の公平性確保の観点からだけでなく、経済活動へ与える影響についてどのように考えるべきか。

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(切替年度の税負担のあり方)

- ・ 現年課税化を行うと2年分の課税が発生することが前提とされているが、税法上は1年分の所得に対して課税することとなっており、切替年に1年間だけ課税しなければよいのではないかと。仮に2年分課税することとした場合、地方団体においても、切替年度の税収が過大となり地方交付税との関係など様々な問題があるのではないかと。
- ・ 現年課税化した際の2年分の所得への課税については、生涯の租税負担を考えた場合に、課税ベースとならない所得が1年間分存在することとなり、特定の世代や特定の者に恩恵があることに理解が得られるかどうかということが課題なのではないかと。
- ・ 特に、譲渡所得のように所得の発生時期を操作することができる変動所得への課税をどうするのかという点については、大きな課題として残るのではないかと。

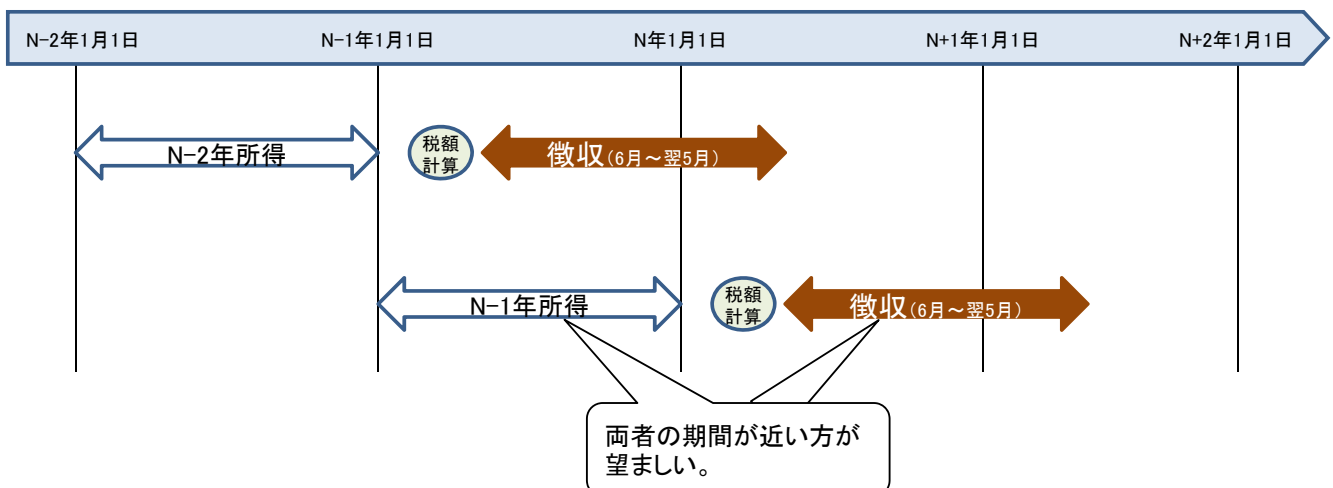
5

個人住民税における現年課税化について

自治税務局市町村税課

令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ①

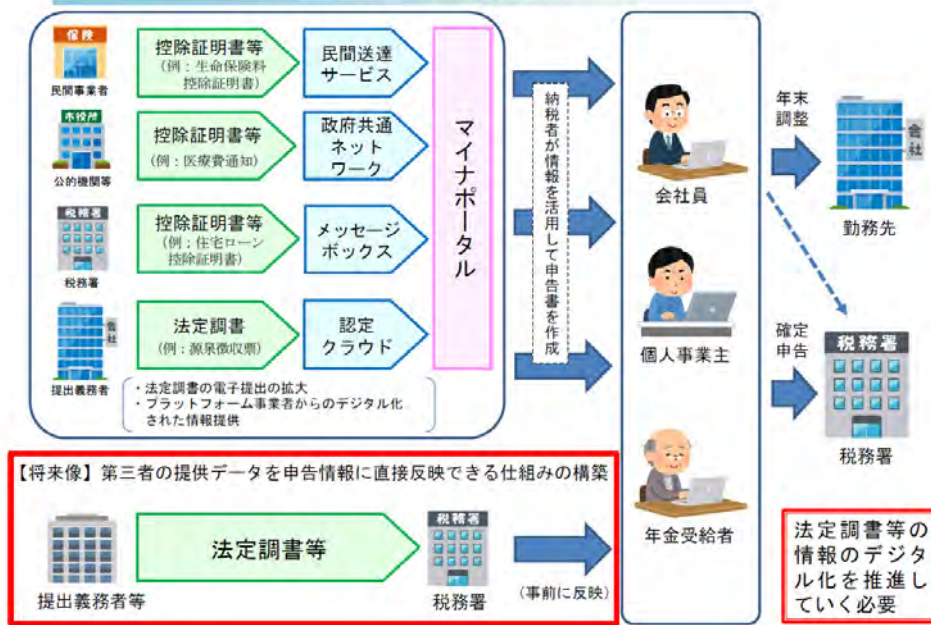
- 所得の発生と納税のタイミングは近い方が望ましい。また、その年の所得から算出された税額によりその年に受けた公共サービスを負担をする方が、納税者の納得感も得られるのではないか。



令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ②

- 国税・地方税とも税務手続のデジタル化が進んでいる。
- 国税庁において、確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を、マイナポータル等を通じて、申告データに自動で取り込む仕組みの整備が進められており、この仕組みを活用することで地方税においても所得の捕捉の即時化等を進めていける可能性がある。

■政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)
第三者から提供された電子情報の活用



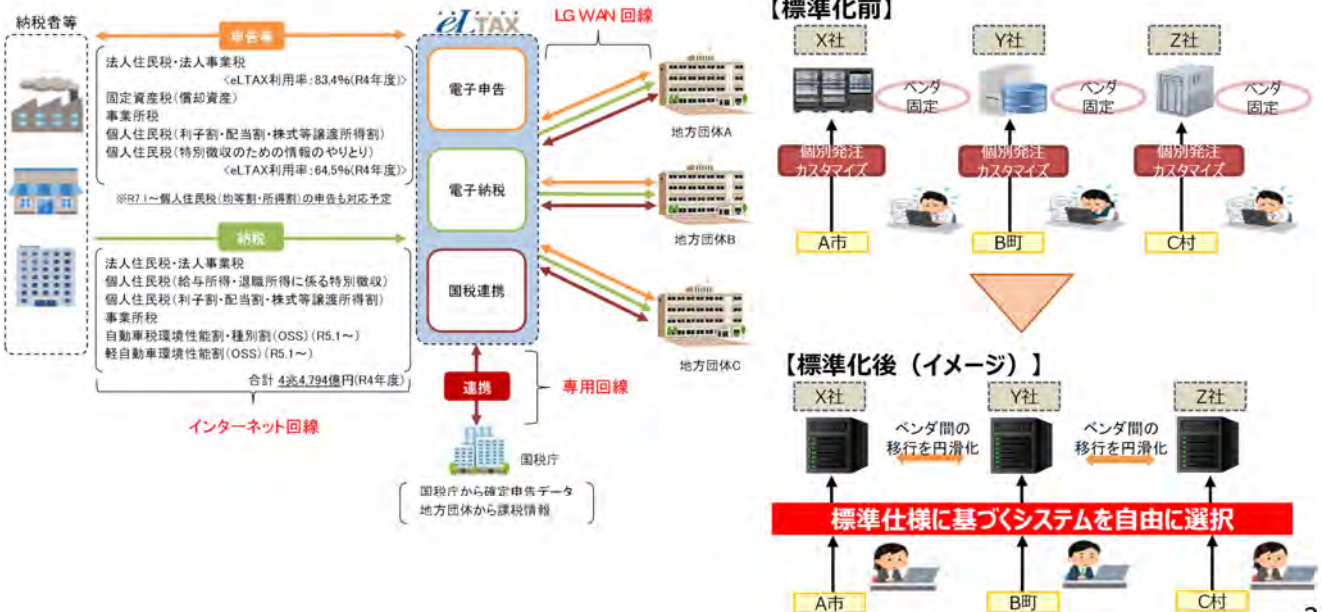
2

令和5年度個人住民税検討会での議論のまとめ③

- 令和7年1月からeLTAXを通じた個人住民税の申告が可能になるほか、地方団体の個人住民税に係るシステムも標準化が図られる(令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が目指されている)ことから、デジタル技術を活用した全国統一的な仕組みづくりははしやすくなっているのではないかと。

eLTAX(エルタックス)

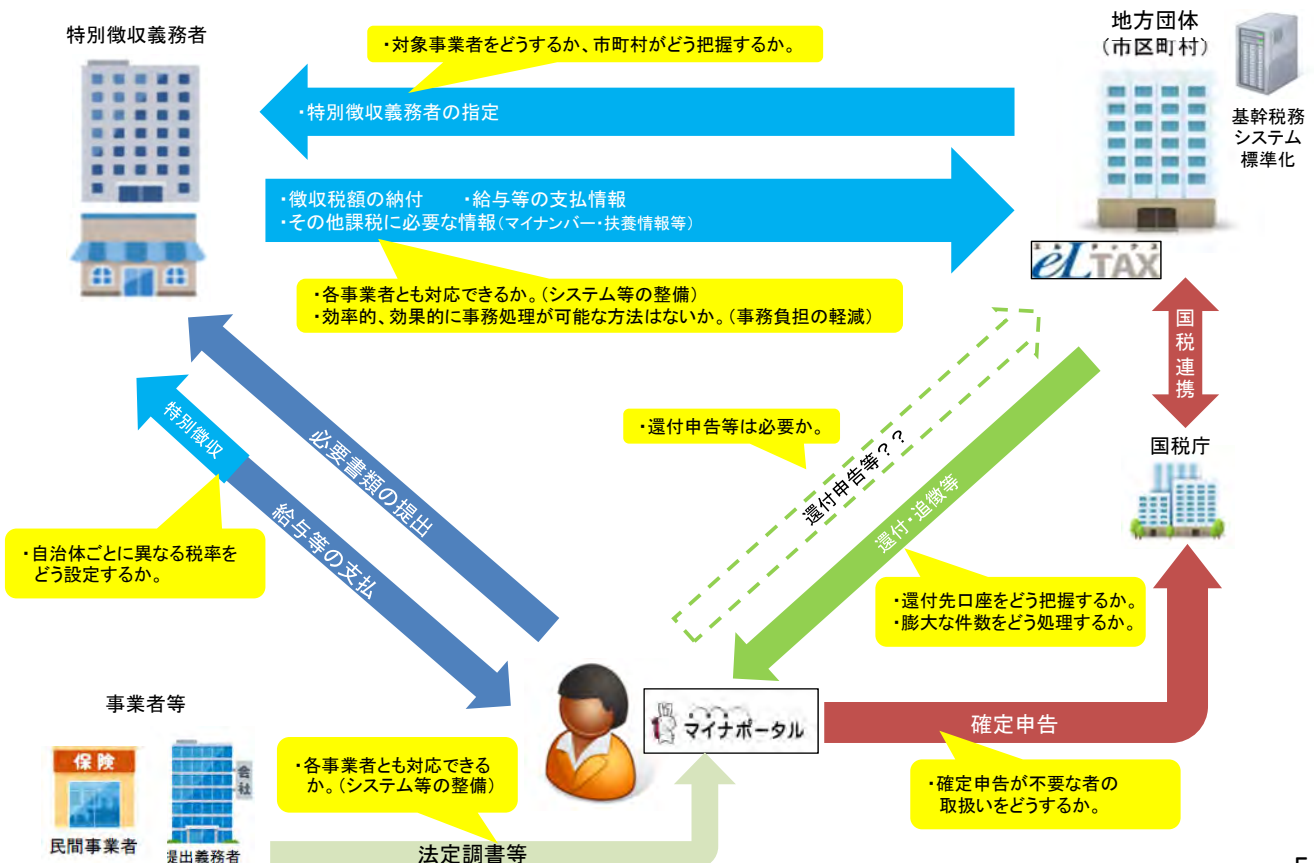
基幹税務システムの標準化



3

- 一方で、
 - ・ 特別徴収義務者(企業等)に、なるべく負担をかけない形で、納付先を特定し、納付してもらうための仕組み
 - ・ 現在、特別徴収義務者となっていない企業等への対応
 - ・ システム化が進んでいない中小企業や、高齢者等への配慮
 - ・ 毎年生じる、地方団体の膨大な還付処理への効率的な対応
 - ・ 切替年度(フランスのように「空白の1年」を設けるか)
 - ・ 給付行政等に活用される個人の所得との関係
 - ・ 均等割、非課税限度額、地方団体の独自減免等、個人住民税に係る論点
- については、引き続き、検討・議論が必要。
- なお、検討に際しては、個人住民税は地方税の基幹税であることから、所得税の付加税化は避けるべき。

将来的なイメージ・課題



(参考)

第2 個人住民税の
諸課題等についての資料

個人住民税に関する報告事項

総務省自治税務局市町村税課

1. ふるさと納税の指定基準の見直し

ふるさとと納税制度とは

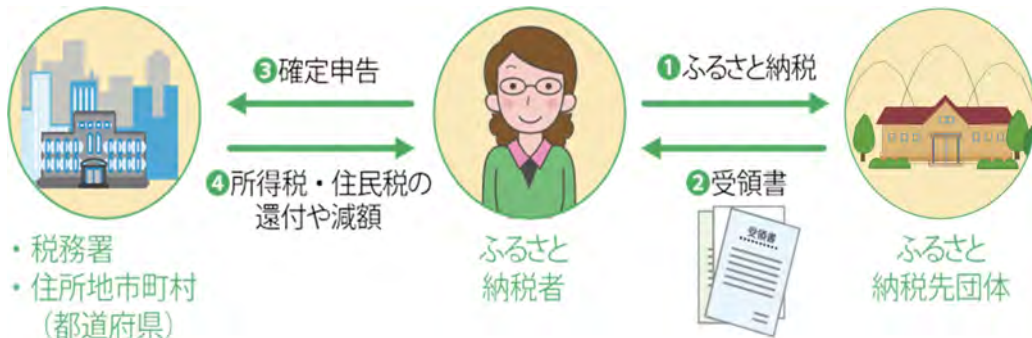
制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。

【ふるさと納税の流れ(イメージ)】



2

ふるさと納税制度の見直し(指定制度の導入)について【令和元年6月～】

法律改正前

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争の過熱

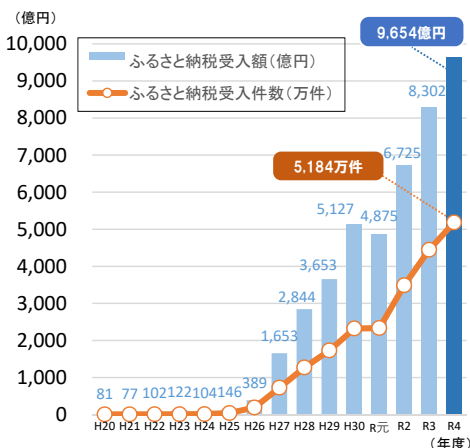
H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

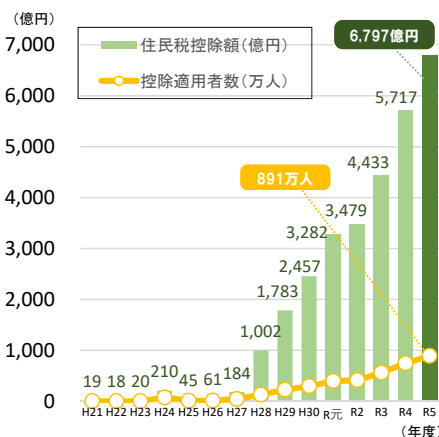
法律改正後(令和元年6月1日施行)

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

○受入額及び受入件数の推移



○住民税控除額及び控除適用者の推移



○総務大臣による指定の基準

基準① 募集適正基準

- ① 制度趣旨に沿った募集の方法
- ② 経費総額5割以下

基準② 返礼割合3割以下基準

基準③ 地場産品基準

基準④ 指定日前1年

基準⑤ 基準適合等基準

(R5.4.1施行)

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときには、指定を取消し

ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

- 一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
- 三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。
- 五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

3～14 略

基準①、④、⑤
⇒全ての地方団体に対する基準

基準②、③
⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

- ➊ ふるさと納税の募集を適正に実施すること
- ➋ 返礼品は返礼割合3割以下とすること
- ➌ 返礼品は地場産品とすること
- ➍ 指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと
- ➎ 指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと

ふるさと納税の指定基準の見直し【令和5年10月～】

○ 寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域のために活用されるとともに、地場産品である返礼品の提供を通じた雇用の創出・地域経済の活性化などに繋げるという、ふるさと納税本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、次の見直しを行う。

募集適正基準[平成31年告示第179号第2条第2号]

指定対象期間(10月1日～翌年9月30日)において寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

地場産品基準[平成31年告示第179号第5条]

地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであつて、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであつて、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

基準への適合性に疑義が生じている事例等

- ・ ワンストップ特例に関する事務費など募集に付随して生じる費用を含めた費用が寄附金額の5割を超える団体が存在
- ・ 地場産品以外のものとも交換される地域商品券等
- ・ 区域外産の肉を、区域内で単なる保存と変わらないような熟成を行うもの
- ・ 区域外産の米を、区域内で精白しただけのもの
- ・ 当該団体と関連性のない海外製の既製品に、団体名やロゴ等をプリントしただけのもの
- ・ 当該団体の地場産品に、関連性の乏しい海外製の家電製品等を組み合わせるもの

見直し内容 [R5.10.1～]

- ・ 付随費用も含めた「募集に要する費用」を5割以下とする。 [告示改正]
- ・ 地場産品と地場産品以外のものとの選別が困難な店舗を当該商品券等の使用対象外とする。 [Q&A改正]
- ・ 熟成肉・精米については、原材料が同一都道府県内産であるものに限り認める。 [告示改正]
- ・ 一般に流通している物品に単に団体等のロゴをプリントしただけのもの等は認めない。 [Q&A改正]
- ・ 関連品が、地場産品に対して、使用目的等において「附帯するもの」に限るとともに、
- ・ 地場産品の価値が、返礼品全体の価値の7割以上のものに限り認める。 [告示改正]

告示(平成31年総務省告示第179号)改正内容

改正前	改正後
<p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体については、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。</p> <p>(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)</p> <p>第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。</p> <p>七～九 (略)</p>	<p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の十六第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体については、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間)において第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。</p> <p>(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)</p> <p>第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限りこととする。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。</p> <p>七～九 (略)</p>

6

Q&A改正内容(主なもの)

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて (令和4年6月23日付け総税市第56号)	ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて (令和5年6月27日付け総税市第66号)
<p>問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。 (略)</p>	<p>問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。 (略)</p> <p>○ 交換される対象については、<u>地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められない。仮に地場産品基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消しの対象となり得ることから、各地方団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこと。</u></p> <p>○ <u>具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。</u> (認められると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所の買物券 <p>(認められないと考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品以外の商品も販売している区域内のスーパーマーケットやドラッグストア等において、地場産品以外にも利用可能な地域共通券 ・区域内のゴルフ場でのプレー料金だけでなく、併設されたグッズショップにおいて区域外で製造されたゴルフグッズを購入する際の支払いにも充て可能なゴルフ場利用券 ・区域内のホテルの宿泊代だけでなく、併設された売店において区域外で製造された飲料を購入する際の支払いにも充て可能なホテル利用券
<p>問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。</p> <p>○ かつての産地であったことや、今後○○の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。 (略)</p>	<p>問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。</p> <p>○ <u>返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。</u></p> <p>○ <u>また、かつての産地であったことや、今後○○の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいること</u>といった要素のみで、当該基準に該当するものではない。 (略)</p>

2. 扶養情報把握に係る新たな情報連携関係

8

迅速な給付のために

令和4年12月21日(水)
第6回デジタル臨時行政調査会 福岡市長提出資料

福岡市長 高島 宗一郎

R3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を例にすると…

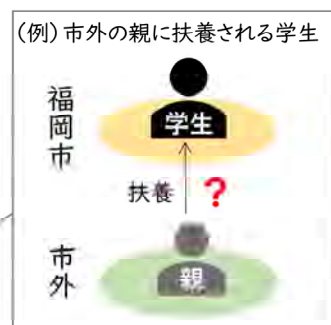
○福岡市では非課税世帯約23万件に「確認書」を送付

確認書を印刷し始めてから

受理に至るまで**1カ月程度**

*世帯全員が、住民税が課されている親族などから扶養
されていないかの確認が必要なため、確認書を送付

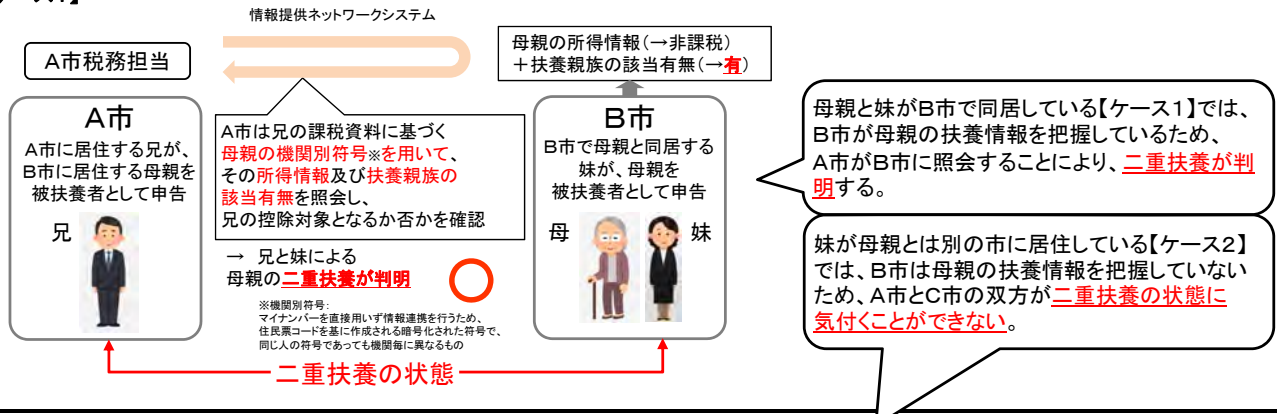
*市外の住民に扶養されている情報は、市が持っていない



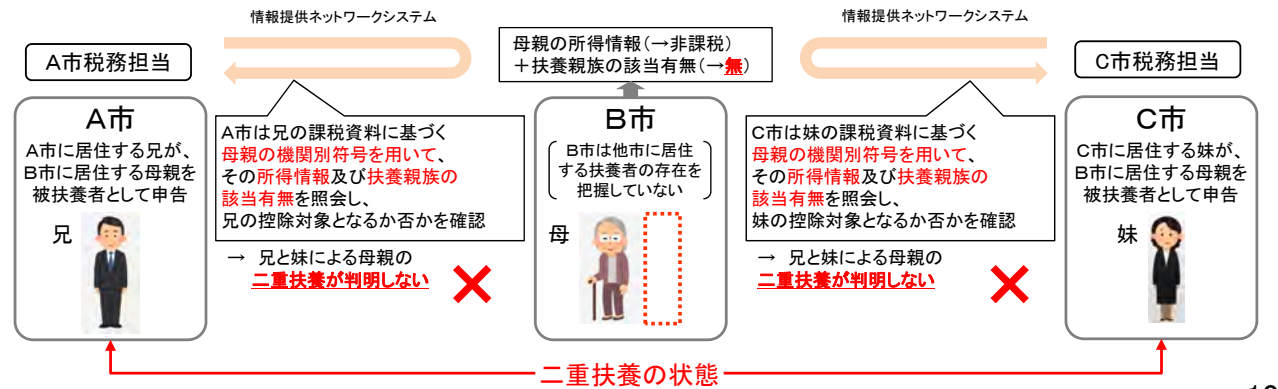
○自治体をまたぐ情報が必要な給付では、市民を煩わせずに 必要なデータを把握できるように、国で**ルール**の整備を

情報連携を利用した扶養調査に係る現状の課題

【ケース1】

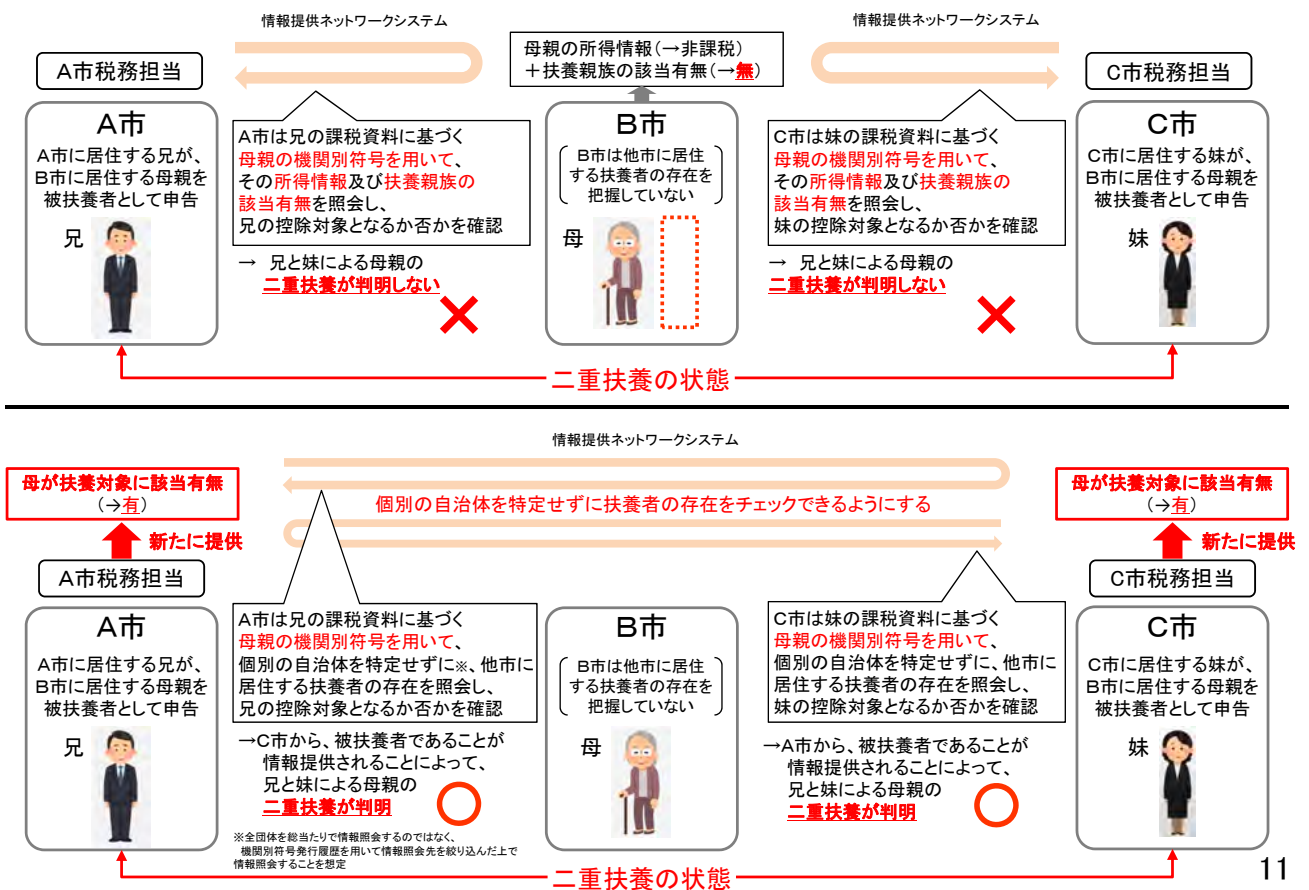


【ケース2】



10

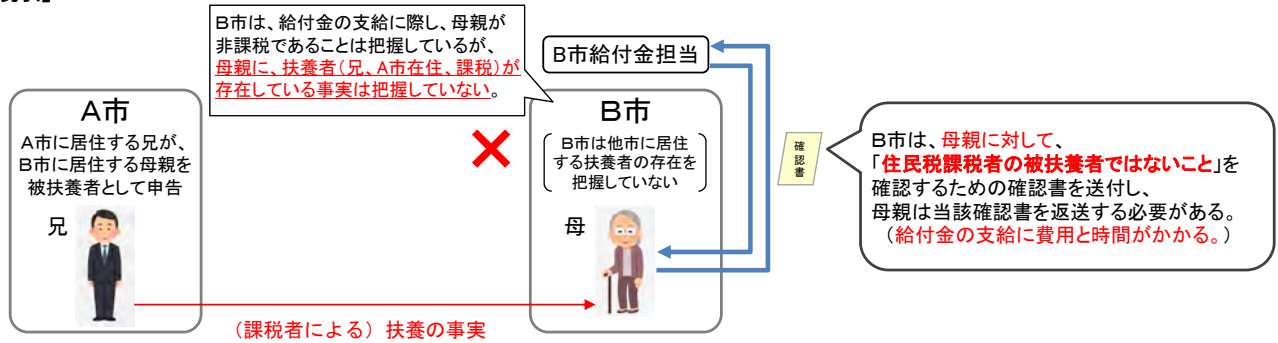
扶養調査における現状の課題【ケース2】への対応案



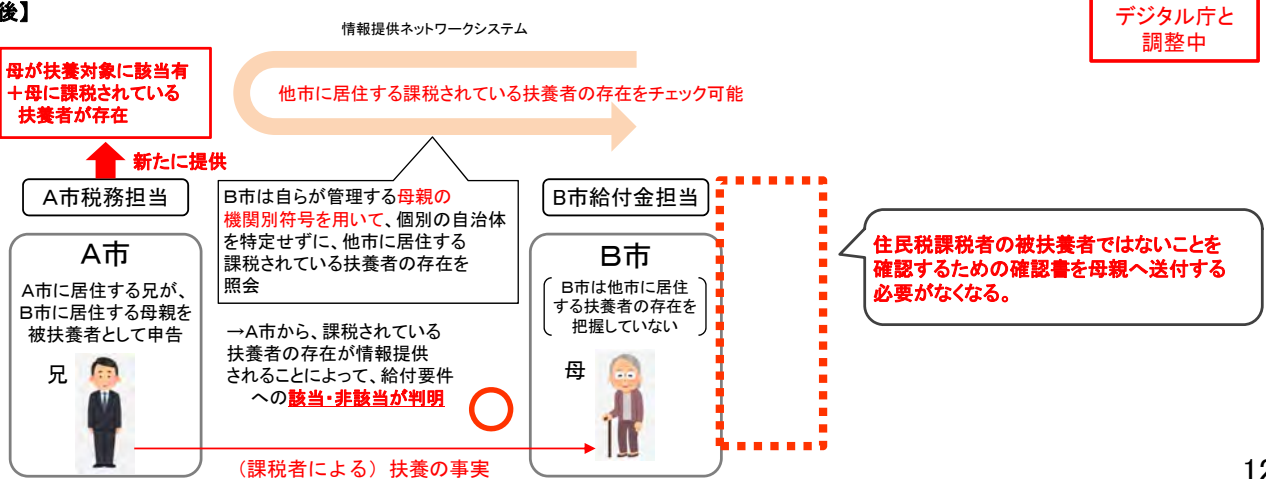
11

給付金の支給事務における現状の課題への対応案

【現状】



【後】



12

対応案のまとめ

- **個人住民税の扶養調査事務及び個人住民税非課税世帯を対象とした給付金支給事務**に係る課題への対応案をまとめると次のとおりである。
- なお、今回は、**両事務を対象**に取り組むことを検討している。

① まず、他市町村に居住する者が**納税義務者の被扶養者(配偶者含む)**となっている事実を把握している市町村は、次の情報を**自治体中間サーバーに登録**する。

- ・ 他市町村に居住する者が扶養対象に該当していること
- ・ 被扶養者に課税されている扶養者が存在している(していない)こと

② その上で、

- ・ 個人住民税における扶養調査においては、扶養の申告を受けた地方団体が、課税資料に基づく**被扶養者の機関別符号**を用いて個別の市町村を特定することなく※1、**情報提供ネットワークシステム**を介して他市町村に居住する扶養者の存在を**照会**する※2。

※1機関別符号発行履歴を用いて情報照会先を絞り込んだ上で情報照会することを想定。

※2扶養調査では、この他、従来通り、被扶養者の所得(「所得金額」)の確認は必要。

- ・ 個人住民税非課税世帯を対象とした給付金事務においては、給付金の支給事務を行う地方団体が、自ら管理する**被扶養者の機関別符号**を用いて個別の市町村を特定することなく※1、**情報提供ネットワークシステム**を介して他市町村に居住する課税されている扶養者の存在を**照会**する。

13

- 個人住民税の適正な課税等のため、次の方向で、扶養情報把握に係る新たな情報連携を検討すべき。

I 対応案

- 個人住民税の扶養調査事務及び個人住民税非課税世帯を対象とした給付金支給事務の両事務を対象。
- 情報提供ネットワークシステムを介した照会を行っても二重扶養等が判明しない場合について、情報提供ネットワークシステム等の改修を伴う対応案を検討。
 - ・ 具体的には、被扶養者に関する新たな情報を提供するとともに、被扶養者の機関別符号を用いて個別の地方団体を特定することなく、情報提供ネットワークシステムを介して照会できる仕組みを構築。

II 対応案の実現に向けた方策

- 対応案を実現するためには、課税実務面において、被扶養者の機関別符号を取得するための基礎となる、被扶養者のマイナンバーを各地方団体が把握していることが重要。
 - ・ このため、当初課税後の時期に行われる、被扶養者の特定（課税資料を基に扶養者と被扶養者の紐付けを行うもの）の範囲を限定している地方団体においては、限定をかけた形（国外に居住する被扶養者といったマイナンバーの把握が真に困難な者のみを除くイメージ）に運用を見直すことが必要。
- 対応案に実効性を持たせるためには、全地方団体が、被扶養者の特定から基幹税務システムへの被扶養者のマイナンバーの登録までの作業を一定の時期（取組初年度は、10月末）までに概ね完了させておくことが必要。
- この他、対応案の実現に向けて、システム面の方策（基幹税務システムの改修等）の確認・検討が必要。

III 想定されるスケジュール

- 本取組の開始時期については、標準準拠システムへの移行スケジュール（目標時期は令和7年度）を踏まえて、令和8年度以降のできるだけ早い時期を目指すことが考えられる。

地方税における電子化の推進に関する検討会 概要

- 地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置。

令和5年度構成員

※令和5年6月時点

(敬称略)

辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授 ※座長
小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
田中 啓之	北海道大学大学院公共政策学連携研究部准教授
山口 利恵	東京大学大学院情報理工学系研究科准教授
佐藤 仁	神奈川県財政部税務指導課長
野崎 重和	神戸市行財政局局長(税務担当)
吉本 高宏	石川県津幡町町民生活部税務課長兼納税推進室長
小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
佐伯 哲哉	全国銀行協会(三菱UFJ銀行事務企画部副部長)
加藤 正敏	日本商工会議所 産業政策第一部長
岡崎 拓郎	日本税理士会連合会 デジタル・システム委員長
尾崎 祐子	総務省自治税務局企画課電子化推進室長
伊藤 正志	地方税共同機構審議役兼事務局長

3. 政府税制調査会答申

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要 (令和5年6月・政府税制調査会)

岸田内閣総理大臣からの諮問

人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。

第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

I. 租税の役割と基本的考え方

1. 租税の役割
2. 租税と民主主義
3. 租税の分類とタックス・ミックス
4. 租税制度の基本原則

II. 租税制度の変遷と近年の税制改革の流れ

1. 我が国における租税の成り立ち
2. 第二次世界大戦と戦後の税制
3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革
4. 平成6年の税制改革
5. 平成10年度以降の税制改革
6. 地方税における税制改革
7. 社会保障・税一体改革

III. 経済社会の構造変化

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 経済社会の構造変化の加速 | 2. 働き方やライフコースの多様化 |
| 3. 経済のグローバル化・デジタル化 | 4. 格差を巡る状況の変化 |
| 5. エネルギー・環境問題などの変化 | 6. 安全保障環境の変化 |
| 7. 人口減少・少子高齢化 | 8. 地域社会の変化 |
| 9. 我が国財政の構造的な悪化 | 10. 経済社会の構造変化への対応 |

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

1. 個人所得課税の概要
2. 個人所得課税の課題

II. 資産課税等

1. 相続税・贈与税
2. 固定資産税等
3. 登録免許税
4. 印紙税

III. 消費課税

1. 消費税
2. 地方消費税
3. し好品課税
4. 自動車
・エネルギー関係諸税
5. その他の消費課税等

IV. 法人課税

1. 法人税
2. 地方法人課税

V. 国際課税

1. 国際課税の概要
2. 国際課税を取り巻く経済環境の変化
3. BEPSプロジェクトの概要と我が国の対応状況
4. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応
5. 税の透明性の向上のための国際的な取組み
6. 今後の課題

VI. 納税環境の整備

1. 近年の経済社会の構造変化を踏まえた納税環境の整備の意義
2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上
3. 地方税務手続のデジタル化等の推進
4. 資料情報を活用した適正な申告・納税の実現
5. 税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要

－第1部基本的考え方と経済社会の構造変化－

I. 租税の役割と基本的考え方 (1. 租税の役割 2. 租税と民主主義 3. 租税の分類とタックス・ミックス 4. 租税制度の基本原則)

- 税とは、社会に必要とされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」。
- 所得・消費・資産などの課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系を構築していく必要。
- 租税原則「公平・中立・簡素」と並んで租税の「十分性」は重要。数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配慮し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要。歳出の内容や水準も、租税を負担する国民が納得いくものにする必要。

II. 租税制度の変遷の近年の税制改革の流れ (1. 我が国における租税の成り立ち 2. 第二次世界大戦と戦後の税制 3. 昭和62年・63年の抜本的税制改革 4. 平成6年の税制改革 5. 平成10年度以降の税制改革 6. 地方税における税制改革 7. 社会保障・税一体改革)

III. 経済社会の構造変化

1. 経済社会の構造変化の加速： 公的サービスを提供するために必要な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するためには、(税制のみで全ての社会経済の課題に対応できるわけではないが)以下のような社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要。

2. 働き方やライフコースの多様化： 雇われない働き方の拡大やシェアリングエコノミーの活発化といった働き方の多様化、ライフコースの多様化、共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加も加速しており、成長分野への円滑な労働移動も念頭に、それらに対して中立的な制度の構築が重要。
3. 経済のグローバル化・デジタル化： 経済のグローバル化・デジタル化が進展する中、プラットフォームの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及など、これまで以上のスピードで状況が変化してきており、我が国においても、産業の新陳代謝の促進やスタートアップ・エコシステムの構築などが重要。
4. 格差を巡る状況の変化： 非正規雇用や貧困などの格差を巡る状況にも変化が生じ、シングルマザーや孤独・孤立化する人々への対応も必要。教育と格差の固定化や、所得の源泉の変化と所得分布への影響なども踏まえ、税や社会保障による再分配が引き続き重要。
5. エネルギー・環境問題などの変化： 社会におけるSDGsへの関心が高まる中、気候変動問題への対応や環境対応型自動車の促進が課題。ロシアによるウクライナ侵略は我が国が抱えるエネルギー問題を浮き彫りに。
6. 安全保障環境の変化： 世界的な安全保障環境が変化する中で、経済安全保障の観点からサプライチェーンの問題などで新たな企業戦略の策定や、経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題。
7. 人口減少・少子高齢化： 人口減少・少子高齢化が更に進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が大きな課題。若者・子育て世代の所得向上など、子ども・子育て政策を強化していく必要。
8. 地域社会の変化： 少子高齢化やデジタル化など地域社会が変化する中、介護、医療、子育て等の社会保障サービスの提供、地域経済の活性化、防災・減災対策等地方公共団体が対応する課題は増加。地域の実情に応じて行政サービスを安定的に提供できるよう、持続可能な地方税財政基盤の構築が必要。
9. 我が国財政の構造的な悪化： 上記の構造変化の影響もあり、バブル経済崩壊以降、構造的に悪化してきた我が国財政は、緊急的な対応であるとはいえ、コロナ禍への対応としての財政出動により、一段と深刻な状況に。地方税財政についても、依然として厳しい状況。将来世代へ負担を先送りしている状態を続けられないよう、持続的な経済成長を実現しつつ、租税の財源調達機能を十分に果たしていく必要。

10. 経済社会の構造変化への対応： 今を生きる現在世代、これから生きていく将来世代が将来に希望が持てるような、公正で活力ある社会を実現するために、税制について、「公平・中立・簡素」を基本としつつ、経済社会の構造変化を見据えた見直しを進めていく必要。

「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」の概要

－第2部個別税目の現状と課題－

<p>個人所得課税</p> <p>(1)働き方などの選択に中立的な税制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 30年度改正(特定の収入に対応する控除から人的控除に重点をシフト)に続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討 企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討 給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意 個人住民税については、引き続き充実確保を図るとともに、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意 <p>(2)所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合課税と分離課税を統合した税負担率の分布状況を分析し、データに基づき必要な検討 29年度及び30年度改正の見直しの影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討 <p>(3)税制の信頼を高めるための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した納税者の利便性向上(正確な記帳を通じた事業者の簡便・適正な申告・納税) 公平性確保に向けた取組み(暗号資産取引やプラットフォーム取引、租税特別措置) 	<p>資産課税等</p> <p>(1)相続税・贈与税</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割 課税方式のあり方については、相続のあり方に関する国民の考え方なども踏まえ、幅広い観点から議論する必要 相続税・贈与税分野の各種特例措置について、政策目的の今日的妥当性、政策目的との整合性、適用実態等を踏まえつつ検討 <p>(2)固定資産税等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要 税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要
<p>消費課税</p> <p>(1)消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後も重要 国境を越えた役務提供への課税(プラットフォーム事業者を通じた課税の実現) 地方における社会保障の安定財源の確保等の上で、地方消費税は重要 <p>(2)酒税・たばこ税</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方を検討 <p>(3)自動車・エネルギー関係諸税</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車関係諸税は、電気自動車等の普及を念頭に置いて、受益者・原因者負担の原則を踏まえ見直し 石油石炭税は、その税収を燃料の安定供給や省エネ対策等に活用するという目的・財政需要等に留意しつつ、あり方を検討 	<p>法人課税</p> <p>(1)法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税、消費税とともに基幹税として、安定的な財源としての役割を果たす必要 「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要 <p>(2)租税特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則 適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断に見直す必要(EBPM) <p>(3)地方法人課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会経済状況の変化等に対応し、外形標準課税のあり方を検討 分割基準のあり方、偏在性の小さい地方税体系の構築についても不断に検討
<p>国際課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2本の柱」からなる解決策(市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」)、グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」))の実施に向けた取組みが最重要 国際課税ルールや経済構造の変化に対応した、租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充 個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進も図っていく必要 	<p>納税環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 記帳水準の向上や第三者から提供されるデータを活用した確定申告の実現等の税務手続のデジタル化を推進 eLTAXを通じた申告・納付等の地方税務手続のデジタル化等を推進 適正な申告・納税の実現や申告の利便性向上の観点から、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方を検討 税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応を検討

第2部 個別税目の現状と課題

1. 個人所得課税 2. 個人所得課税の課題

格差の状況に変化がみられる中、所得の稼得段階で累進的に課税を行う所得税が、社会保障制度とあわせ、引き続き所得再分配において中心的な役割を担うことで、格差の拡大防止に努めていく必要があります。

また、我が国の財政が悪化の一途を辿っている状況にある中、経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは重要であり、所得税が国税における基幹税としての財源調達機能を適切に発揮するとともに、個人住民税については、人口減少が都市部より小規模な市町村においてより進むと予測されていることも踏まえ、引き続き、その充実確保を図っていくことが重要と考えられます。

個人所得課税が今度ともその役割を果たしていくためには、経済社会の構造変化も踏まえつつ、以下のような課題について検討していく必要があると考えられます。

(1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

近年は、新卒で企業に採用され、定年まで働いた後に年金で生活するといったライフコースに加え、特定の企業に属さずフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う、子育てをしながら在宅で仕事を請け負う、定年後に経験や能力を活かして業務単位で仕事を請け負うなど、働き方が多様化してきています。また、副業・兼業を解禁する動きがあるほか、転職機会の増加に伴い、労働者の企業間移動の円滑化のための環境整備が求められてきています。働き方の多様化にあわせて、複数地域での滞在など個人のライフスタイルも多様化が進んでいます。

平成30年度税制改正においては、給与所得控除のような特定の収入に対応する控除から、基礎控除のような人的控除に重点が移されました。昨年、デジタル技術の発展もあり、オンラインのプラットフォームを介して役務提供等を行うなど、所得の稼得手手段が多様化してきている状況も踏まえ、引き続き、公平かつ働き方に中立的な税制を検討していくことが求められます。その際、給与所得、事業所得、雑所得といった所得間の課税上のバランスを確保していくという視点も重要であると考えられます。

加えて、様々な働き方に対応して、老後の生活の糧となる資産形成に向けて、退職金以外の企業年金、個人年金等の多様な商品が整備されてきています。働き方の違い等によって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。この点において、各種私的年金に共通の非課税拠出枠や個人退職勘定の制度を設けることについて、退職一時金を当該勘定に拠出する際や、当該勘定から引き出す際の課税の扱いとあわせ、中長期的な視野に立って段階的に検討・見直しを行っていくことも重要です。

また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があります。

個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要です。また、地方部における人口の減少、上述のようなライフスタイルの多様化、関連する各種社会保障施策の広がり等といった、地域社会を取り巻く経済社会情勢等の変化にも留意が必要です。

20

(2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

先述したとおり、累進税率が適用される総合課税と比例税率で課税される分離課税のバランスを見ると、分離課税の対象となる資産性所得の所得税収におけるウェイトが高まってきています。また、総合課税の対象となる給与所得や事業所得と、譲渡所得・配当所得といった資産性所得との間の境目が曖昧になってきているといった状況もあります。

当調査会では、いわゆる「一億円の壁」についての指摘を踏まえ、分離課税の影響も加味した所得税負担率の分布状況の把握に向けた取組みを進めてきましたが、令和5年度税制改正においては、NISA制度の抜本的拡充や保有する株式を売却してスタートアップへ再投資する場合の優遇税制とあわせ、「一億円の壁」と指摘される状況に対し、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が導入され、税負担の公平性の確保が一定程度図られました。

今後とも、税務データを有効に活用し、令和5年度税制改正において講じられた各種措置の影響も含め、総合課税分と分離課税分を統合した形で所得税負担率の分布状況を分析していくことが求められます。

所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点から、引き続きデータに基づいて必要な対応を検討していくことが重要と考えられます。なお、個人住民税についても、所得税と同様、高所得者層において負担率が低下する傾向が見られることに留意が必要です。

また、所得控除については、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の向上の観点から、平成29年度税制改正や平成30年度税制改正において人的控除の見直しが行われたところですが、その影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討していくことが求められます。その際、個人住民税については、一律10%の比例税率が適用されていることや、所得税よりも控除額が低く設定されていることに留意する必要があります。

(3) 税制の信頼を高めるための取組み

(デジタル技術を活用した納税者の利便性向上)

クラウド会計ソフトの発達等に伴い、小規模な事業者であっても大きな手間や費用をかけずに日々の取引に関する記録や記帳を正規の簿記の原則に従って行うことが可能な環境が整備されてきています。

正規の簿記の原則に従った記帳は、正しい所得金額を円滑に計算し、簡便かつ適正に申告・納付を行えるようになることから、納税者の利便性向上につながります。加えて、正確な記帳は事業者自身の経営状況の把握や取引先等の信頼性向上など経営基盤の構築につながります。

正規の簿記の原則に従った記帳を行っている個人事業主は現状約3割にとどまっていますが、今後は、新規事業者をはじめとして段階的に、小規模な事業者の事務負担には配慮しつつ、簡易な簿記等によらない記帳慣行の確立を目指していくべきです。

事業者における経営基盤の構築と簡便かつ適正な申告・納税の好循環を生み出すことができるよう、更なる申告の簡便化など税務手続きのデジタル化を推進するとともに、青色申告特別控除等の制度のあり方も検討していくことが求められます。

(公平性確保に向けた取組み)

近年、フリーランス、ギグワーカー等の新しい働き方の進展により所得の稼得手手段が多様化するとともに、暗号資産取引など金融取引の多様化・複雑化、国際的な資本移動の一層の進展、デジタル化などによって租税回避行為が高度化しています。

こうしたことを踏まれば、納税者のタックス・コンプライアンス・コストを見極めつつ、適正・公平な課税の実現を一層図っていく必要があります。このため、国際的な議論の状況も踏まえつつ、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調査や報告のあり方について検討を進めるなど資料情報の精度を充実させる観点からの検討が必要であると考えられます。こうした資料情報の充実とデジタル技術の活用を進めることを通じ、中長期的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みなど納税者の申告の利便性に資する仕組みにもつなげていくことが期待されます。

また、「公平・中立・簡素」の基本原則の例外となる租税特別措置等のあり方についても、EBPMの観点から、適用実態や政策の効果分析が適切に行われ、その結果に基づき整理・合理化を図っていくことが必要です。

個人住民税に関する報告事項②

総務省自治税務局市町村税課

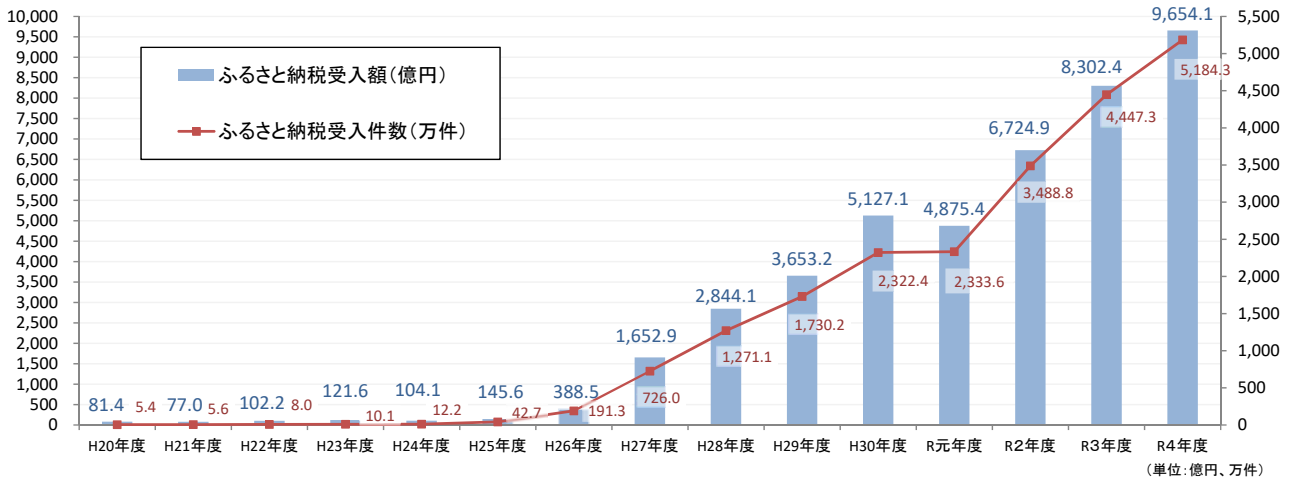
1. ふるさと納税の現況調査結果 (令和5年度実施)

ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和4年度の実績は、約9,654億円(対前年度比:約1.2倍)、約5,184万件(同:約1.2倍)。

(単位:億円)

(単位:万件)



(単位:億円、万件)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
受入額	81.4	77.0	102.2	121.6	104.1	145.6	388.5	1,652.9 (286.7)	2,844.1 (501.2)	3,653.2 (705.7)	5,127.1 (1,140.7)	4,875.4 (1,166.7)	6,724.9 (1,808.5)	8,302.4 (2,392.0)	9,654.1 (2,961.4)
受入件数	5.4	5.6	8.0	10.1	12.2	42.7	191.3	726.0 (147.7)	1,271.1 (256.7)	1,730.2 (376.1)	2,322.4 (581.0)	2,333.6 (594.0)	3,488.8 (1,006.5)	4,447.3 (1,401.1)	5,184.3 (1,738.7)

※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

ふるさと納税の受入額及び受入件数(都道府県別) ※都道府県分と市区町村分の合計

(単位:百万円、件)

都道府県名	令和4年度		令和3年度		都道府県名	令和4年度		令和3年度	
	受入額	受入件数	受入額	受入件数		受入額	受入件数	受入額	受入件数
北海道	145,290	8,616,681	121,747	7,471,706	京都府	17,511	480,589	13,049	349,076
青森県	6,346	453,193	5,802	409,359	大阪府	32,378	1,427,176	25,806	1,304,829
岩手県	17,696	1,081,430	14,826	892,357	兵庫県	26,867	1,105,069	29,007	1,349,559
宮城県	18,660	951,306	16,180	759,933	奈良県	3,238	145,247	2,730	123,636
秋田県	8,672	424,210	7,905	414,052	和歌山県	20,753	1,721,544	17,346	1,455,978
山形県	40,463	2,462,816	37,415	2,186,928	鳥取県	6,504	341,832	5,854	307,308
福島県	6,207	232,721	5,377	212,153	島根県	5,149	198,268	4,559	184,474
茨城県	25,784	1,346,792	20,223	988,476	岡山県	8,000	379,054	6,934	321,007
栃木県	9,604	579,223	6,162	314,996	広島県	4,935	174,561	4,636	172,418
群馬県	10,140	379,134	7,853	271,794	山口県	3,198	152,018	2,542	99,944
埼玉県	7,298	241,307	5,468	183,434	徳島県	2,891	151,091	2,111	104,156
千葉県	16,028	921,134	11,737	693,991	香川県	8,260	474,087	7,768	423,015
東京都	5,257	95,645	4,961	78,883	愛媛県	8,810	615,117	6,932	455,905
神奈川県	16,311	475,619	15,502	439,435	高知県	14,796	1,097,857	13,919	1,010,728
新潟県	31,268	1,153,177	24,615	882,776	福岡県	55,089	3,905,364	44,673	3,141,439
富山県	2,874	105,374	2,357	86,735	佐賀県	41,643	2,715,845	35,000	2,047,359
石川県	5,190	144,954	4,484	127,171	長崎県	16,029	874,863	13,235	746,803
福井県	15,204	786,078	12,565	664,674	熊本県	28,773	2,111,557	25,583	1,840,426
山梨県	32,185	1,628,878	28,030	1,513,851	大分県	10,722	552,298	9,659	501,596
長野県	25,215	1,303,800	24,170	1,149,348	宮崎県	46,644	2,507,947	46,365	2,373,121
岐阜県	22,285	1,089,162	18,803	923,917	鹿児島県	42,464	2,389,695	40,023	2,287,852
静岡県	32,885	1,799,654	28,028	1,475,253	沖縄県	12,331	420,114	9,354	391,291
愛知県	25,097	867,633	19,430	682,645	合計	965,406	51,842,914	830,239	44,472,920
三重県	9,775	410,216	9,012	364,192					
滋賀県	12,688	351,584	10,503	292,941					

ふるさと納税を募集する際の使途の選択

(%は全指定団体に占める割合を示す。)

○ ふるさと納税を募集する際の使途(ふるさと納税を財源として実施する事業等)の選択

- ・選択できる 1,745団体(97.7%)
- ・選択できない 41団体(2.3%)

○ 上記で「選択できる」と回答した団体における選択できる範囲

- ・分野を選択できる 1,677団体(93.9%)
- ・具体的な事業を選択できる 431団体(24.1%)
- うち、クラウドファンディング型の実施※ 337団体(18.9%)

※「クラウドファンディング型」のふるさと納税とは、目標金額、募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募るもの
(プロジェクト総数:784事業、寄附金受入総額:18,386百万円)

○ 使途として選択可能な分野ごとの受入額、受入件数及び団体数

選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体	選択可能分野	受入額	受入件数	該当団体
子ども・子育て	122,202百万円	6,742,349件	909団体	健康・医療・福祉	47,309百万円	2,528,192件	1,180団体
教育・人づくり	67,201百万円	3,454,007件	974団体	観光・交流・定住促進	28,328百万円	1,339,117件	707団体
地域・産業振興	62,278百万円	3,522,311件	1,076団体	スポーツ・文化振興	21,027百万円	924,075件	761団体
まちづくり・市民活動	49,761百万円	2,849,103件	866団体	安心・安全・防災	17,493百万円	932,875件	634団体
環境・衛生	49,022百万円	2,596,875件	1,018団体	災害支援・復興	4,484百万円	262,855件	239団体

※ その他、上記の複数分野に跨がるものや、寄附先団体に一任するもの等がある。

4

ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表等

(%は全指定団体に占める割合を示す。)

公表の状況	団体数	昨年度の状況
受入額実績・活用状況(事業内容等)の両方を公表している	1,446団体(81.0%)	1,429団体
受入額実績のみ公表している	264団体(14.8%)	263団体
活用状況(事業内容等)のみ公表している	20団体(1.1%)	29団体
受入額実績・活用状況(事業内容等)のいずれも公表していない	56団体(3.2%)	65団体

寄附者への報告等の状況	団体数	昨年度の状況
寄附者に対して、寄附金を充当する事業の進捗状況・成果について報告している	863団体(48.3%)	798団体
寄附者と継続的なつながりを持つための取組を行っている	776団体(43.4%)	733団体

5

ふるさと納税の募集に要した費用(全団体合計額)

(単位:百万円)

区 分	金 額	受入額に占める割合	昨年度結果
返礼品の調達に係る費用	268,728	27.8%	27.3%
返礼品の送付に係る費用	73,179	7.6%	7.7%
広報に係る費用	6,682	0.7%	0.6%
決済等に係る費用	19,721	2.0%	2.2%
事務に係る費用等	83,421	8.6%	8.6%
合計	451,731	46.8%	46.4%

6

(参考)令和4年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体

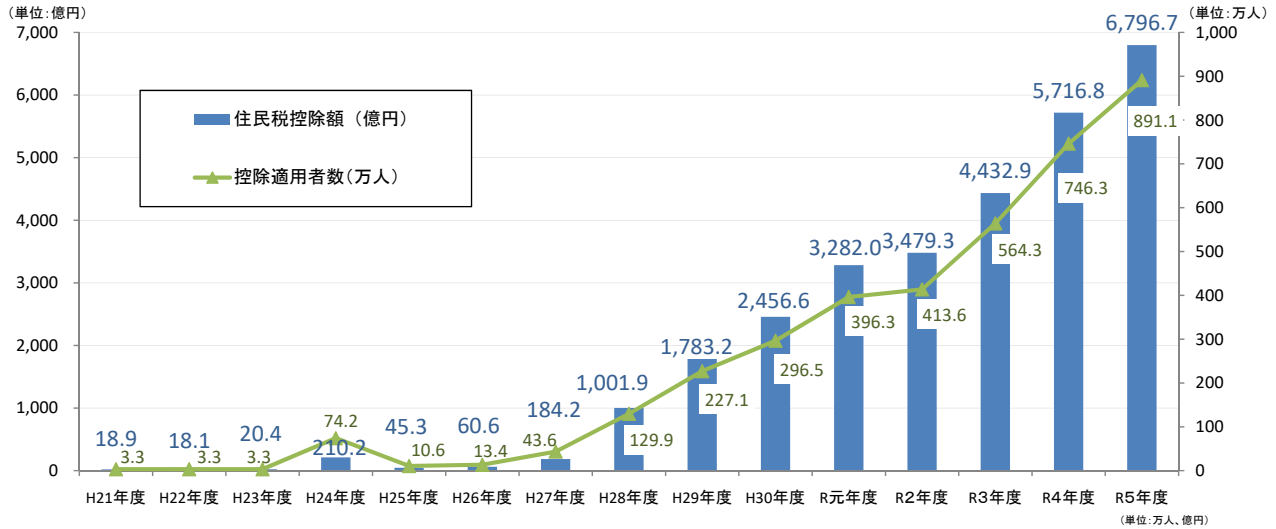
(単位:百万円、件)

団体名	受入額	受入件数
宮崎県 都城市	19,593	1,004,337
北海道 紋別市	19,433	1,289,418
北海道 根室市	17,613	829,461
北海道 白糠町	14,834	926,034
大阪府 泉佐野市	13,772	923,581
佐賀県 上峰町	10,874	898,015
京都府 京都市	9,508	166,990
福岡県 飯塚市	9,086	780,190
山梨県 富士吉田市	8,806	344,161
福井県 敦賀市	8,749	501,071
静岡県 焼津市	7,574	475,221
北海道 別海町	6,943	478,927
兵庫県 加西市	6,361	167,320
愛知県 名古屋市	6,323	116,150
鹿児島県 志布志市	6,220	272,323
茨城県 境町	5,953	370,857
宮崎県 宮崎市	5,653	334,065
茨城県 守谷市	5,574	263,880
千葉県 勝浦市	5,534	438,273
新潟県 燕市	5,495	163,473

7

ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数の推移(全国計)

- ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和5年度課税における控除額の実績は約6,797億円(対前年度比:約1.2倍)、控除適用者数は約891万人(同:約1.2倍)



課税年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
住民税控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,783.2 (448.1)	2,456.6 (649.4)	3,282.0 (964.0)	3,479.3 (1,086.1)	4,432.9 (1,535.0)	5,716.8 (2,056.6)	6,796.7 (2,561.1)
控除適用者数	3.3	3.3	3.3	74.2	10.6	13.4	43.6	129.9 (41.9)	227.1 (77.2)	296.5 (110.1)	396.3 (161.5)	413.6 (177.3)	564.3 (269.8)	746.3 (375.5)	891.1 (464.9)

※ 各年度の計数は、前年中(例えば、令和5年度については、令和4年1月1日～令和4年12月31日の間)のふるさと納税に係るその翌年度の控除の適用状況である。
 ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績である。
 ※ 令和4年度までの計数は、各年度の「市町村税課税状況等の調」をもとに、令和5年度の計数は、現況調査の結果をもとに算出している。

ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況 ※都道府県分と市区町村分の合計

(単位:百万円、人)

都道府県名	令和5年度課税	
	住民税控除額	適用控除者数
北海道	17,896	284,420
青森県	2,199	37,303
岩手県	2,139	36,504
宮城県	7,943	118,071
秋田県	1,612	27,858
山形県	2,274	38,156
福島県	3,800	60,410
茨城県	10,302	149,422
栃木県	6,513	91,051
群馬県	6,460	94,176
埼玉県	39,069	553,882
千葉県	37,387	497,810
東京都	168,801	1,692,951
神奈川県	70,752	874,673
新潟県	5,190	83,028
富山県	3,015	51,267
石川県	4,175	67,504
福井県	2,366	40,844
山梨県	2,986	41,604
長野県	5,918	90,993
岐阜県	8,138	124,788
静岡県	14,480	214,233
愛知県	49,100	644,495
三重県	7,379	112,762
滋賀県	7,150	107,491

都道府県名	令和5年度課税	
	住民税控除額	適用控除者数
京都府	14,195	191,981
大阪府	54,916	754,266
兵庫県	33,079	444,060
奈良県	6,826	95,100
和歌山県	3,154	48,343
鳥取県	1,268	22,173
島根県	1,370	23,682
岡山県	6,867	108,034
広島県	11,415	165,930
山口県	3,921	62,036
徳島県	2,063	32,766
香川県	3,414	53,930
愛媛県	3,698	56,194
高知県	1,561	25,201
福岡県	22,271	326,089
佐賀県	2,199	38,002
長崎県	3,258	51,754
熊本県	4,505	70,284
大分県	2,925	45,758
宮崎県	2,528	41,677
鹿児島県	3,833	61,923
沖縄県	3,358	56,235
合計	679,671	8,911,114

(単位:百万円、人)

団体名		市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県	横浜市	27,242	398,606
愛知県	名古屋市	15,926	231,165
大阪府	大阪市	14,853	250,358
神奈川県	川崎市	12,115	187,502
東京都	世田谷区	9,829	135,082
埼玉県	さいたま市	8,969	137,904
福岡県	福岡市	8,504	140,153
兵庫県	神戸市	8,457	135,549
北海道	札幌市	7,951	149,127
京都府	京都市	7,387	116,423
東京都	港区	6,942	51,567
千葉県	千葉市	5,541	82,476
広島県	広島市	5,141	87,404
東京都	大田区	4,953	95,472
東京都	杉並区	4,786	81,058
東京都	江東区	4,775	81,152
宮城県	仙台市	4,581	78,275
東京都	渋谷区	4,559	39,789
東京都	品川区	4,546	70,608
東京都	練馬区	4,359	87,801

10

2. マイナンバー総点検関係

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバー届出義務の有無、 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで （8月末に中間報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 <ol style="list-style-type: none"> ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など ・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

12

※ 資料3を一部抜粋

No.	特定個人情報	紐付け実施機関
1	世帯情報	市区町村
2	所得・個人住民税情報	市区町村
3	児童手当支給情報	市区町村
4	介護保険資格・給付情報	市区町村
5	障害者自立支援に関する給付情報	都道府県、市区町村
6	障害者の療養介護・施設入所支援に関する情報	市区町村
7	障害児通所支援給付情報	市区町村
8	養育医療費の給付情報	市区町村
9	生活保護情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
10	児童扶養手当の支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
11	中国残留邦人等支援給付支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
12	ひとり親家庭への自立支援金給付情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
13	母子生活支援情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
14	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳情報	都道府県、市町村
15	ひとり親家庭への資金貸付情報	都道府県、指定都市、中核市
16	小児慢性特定疾病医療費・障害児入所給付費支給情報	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区含む）
17	障害児入所支援・措置情報	都道府県、指定都市、児童相談所設置市・特別区
18	障害児入所支援・措置、生活援助情報	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
19	特別児童扶養手当の支給情報	都道府県、市町
20	中国残留邦人等自立支援給付情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
21	特別支援学校への就学に必要な経費情報	都道府県教育委員会
22	学校病治療に係る医療費援助情報	都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
23	医療保険の資格情報（国民健康保険の給付手続で使用）	市区町村
24	地方公務員災害等の給付情報	市区町村、地方公務員災害補償基金
25	後期高齢者医療保険等の給付情報（日雇特別被保険者の給付等）	市区町村
26	船員保険等の給付情報（高齢者医療保険の給付手続で使用）	市区町村
27	医療保険の資格情報（障害者自立支援給付の支給で使用）	市区町村
28	医療保険の資格情報・給付情報（雇用保険の傷病手当認定手続で使用）	地方公務員災害補償基金
29	医療保険等の資格情報・給付情報（船員保険の給付手続で使用）	市区町村
30	医療保険等の資格情報（精神障害者の入院費用算定で使用）	市区町村
31	医療保険の資格情報・給付情報（感染症患者に対する特定医療費の支給で使用）	市区町村
32	児童扶養手当公的年金給付情報	日本年金機構、地方公務員災害補償基金
33	医療保険の資格情報（予防接種健康被害に対する支給、奨学金の申請で使用）	市区町村
34	特別児童扶養手当障害手当支給情報	都道府県、市区町村、日本年金機構
35	国民年金・障害者手当の給付記録情報	都道府県、市区町村、日本年金機構、地方公務員災害補償基金
36	国民年金・被用者年金の給付記録情報	日本年金機構
37	障害を支給事由とする給付情報	日本年金機構
38	雇用保険資格・給付情報	ハローワーク
39	教育訓練給付金の給付情報	ハローワーク

13

No.	特定個人情報	紐付け実施機関
40	雇用保険手当・高齢雇用継続給付情報	ハローワーク
41	職業訓練受講給付金の給付情報	ハローワーク
42	労働者災害補償給付情報	労働基準監督署、厚生労働省労働保険業務課
43	国民年金・被用者年金の給付・保険料徴収の情報	日本年金機構
44	障害基礎年金給付情報	日本年金機構
45	特別障害給付金情報	日本年金機構
46	地方公務員災害補償法被災情報	地方公務員災害補償基金
47	障害児福祉手当・特別障害者手当の支給情報	都道府県、市・特別区、福祉事務所設置町村
48	年金生活者支援給付情報	日本年金機構
49	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区含む）
50	妊娠届出情報	市区町村
51	難病患者に対する特定医療費の支給情報	都道府県、指定都市
52	医療保険の資格情報・給付情報（難病患者に対する特定医療費の他の給付との調整で使用）	都道府県、市区町村
53	予防接種情報	市区町村
54	障害年金情報（特別児童扶養手当関係）	都道府県、市区町村、日本年金機構、地方公務員災害補償基金
55	妊産婦・乳児・幼児の健康診断情報	市区町村
56	自治体検診に関する情報（肺がん検診（一次））	市区町村
57	自治体検診に関する情報（肺がん検診（精密））	市区町村
58	自治体検診に関する情報（乳がん検診（一次））	市区町村
59	自治体検診に関する情報（乳がん検診（精密））	市区町村
60	自治体検診に関する情報（胃がん検診（一次））	市区町村
61	自治体検診に関する情報（胃がん検診（精密））	市区町村
62	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診（一次））	市区町村
63	自治体検診に関する情報（子宮頸がん検診（精密））	市区町村
64	自治体検診に関する情報（大腸がん検診（一次））	市区町村
65	自治体検診に関する情報（大腸がん検診（精密））	市区町村
66	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診（一次））	市区町村
67	自治体検診に関する情報（肝炎ウイルス検診（精密））	市区町村
68	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診（一次））	市区町村
69	自治体検診に関する情報（骨粗鬆症検診（精密））	市区町村
70	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診（一次））	市区町村
71	自治体検診に関する情報（歯周疾患検診（精密））	市区町村
72	職業転換給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る）に関する情報	都道府県

※1 個別データの点検を先行している「健康保険証、共済年金及び公金受取口座」は含まず。

※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施。

マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて

資料2

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告	2. 再発防止対策	3. 国民の信頼回復に向けた対応
<p>① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関</p> <p>② マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果</p> <p>③ 個別データ総点検の実施方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤った紐付けの修正 ・ 情報漏洩の有無に関する調査 <p>④ 総点検実施機関への支援</p> <p>⑤ マイナポータルを活用した確認の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認 	<p>① マイナンバー登録事務に関する横断的ルール策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化 ・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底 <p>② マイナンバーの照会方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会 <p>③ マイナンバー登録事務のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及 	<p>① 健康保険証との一体化への移行のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格確認書の交付と利用方法 <p>② マイナンバーカード取得の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など） <p>③ マイナ保険証の利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証を実際に使ってもらったための広報・促進策 <p>④ マイナ保険証のデジタル環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進 ・ 電子処方箋の普及 ・ 次期マイナンバーカードへの移行 ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上 <p>⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進 ・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止 ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化 ・ 低い窓口負担 ・ 電子処方箋の普及（再掲）

1. 総点検に関する中間報告

マイナンバー総点検の進め方

- 6月21日 第1回マイナンバー情報総点検本部
- 7月中 マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査
紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
- 8月8日 **マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。**
- 8月9日～ デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
- 8月中下旬 個別データの点検に本格的に着手
↓
定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回）
（※個別の自治体名を公表するものではない）
- 原則秋 個別データの点検作業終了

（総点検終了後の今後の取組み）

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

1. 総点検に関する中間報告

① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関

- 地方自治体や関係機関などの紐付け実施機関に対し、個別データの点検が必要な対象機関の整理のため、紐付け方法の実態を確認。
 - ① マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、
 - ② 基本4情報「氏名・生年月日・性別・住所」の全部の情報によりマイナンバーを照会しているか、
 - ③ 基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会しているが、妥当な方法により本人として特定しているか、を確認し、これらに該当しないものについて個別データの点検が必要と判定。
- 今般の紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、点検を行う機関は以下のとおり。

事務	主な紐付け実施機関	点検対象機関数	備考	概数
健康保険証	保険者(3,411)	1,313	先行して点検 ※1	
共済年金	共済組合等(7)	全数	先行して点検	
公金受取口座	デジタル庁(1)	全数	先行して点検	
障害者手帳	都道府県(47)、指定都市等	全数		
労災補償	労働基準監督署(325)	※2		
生活保護	福祉事務所設置都道府県(45)	4		
	福祉事務所設置市町村(862)	80		
介護保険（介護保険資格・給付情報など）	市町村・広域連合(1,735)	90		
住民税	市町村(1,741)	200	住登外のみ	
児童手当（児童手当支給情報など）	都道府県(47)	0		
	市町村(1,741)	60		
世帯情報	市町村(1,741)	0		
年金	日本年金機構(1)	0		
雇用保険	ハローワーク(544)	0		
その他	都道府県・市町村	—		

※1 7月末までに先行して点検を実施。今後、更に登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行う予定
 ※2 労災補償は、厚年等情報の受給状況と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施

- 個別データの点検が必要となった原因の大宗は、J-LIS照会を住所を含まない3情報以下で行い、複数者が該当した際の本人確認方法が具体的に定まっていなかったこと。
- 地方自治体については、都道府県に対して、点検対象となった自治体を8月8日に通知。（※8月9日に説明会を実施予定）
その他の紐付け実施機関については、各制度所管省庁より8月8日に通知。（※対象機関名については8月21日の週に公表）

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 i) 健康保険証の紐付け誤り

1. 点検概要

(対象) 全保険者

(点検事項) ・ J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか
・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか

【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

2. 点検結果

○ 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】

※1 残る55万件(すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等)は、現在ご本人等に確認中。

○ 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認(点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済)うち、771件について、オンライン資格確認の実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。

※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件(5月末まで)

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 ii) 共済年金での紐付け誤り

○ 各共済において、全ての年金受給権者について、「共済が保有している情報」と「J-LIS照会して得た情報」を突合して、点検を実施。

○ その結果、点検対象数 約510万件のうち、118件(点検対象の約0.002%)のマイナンバーの紐付け誤りが判明。(いずれも、正しいマイナンバーに修正済)

○ 主な原因は、J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの。

○ 118件のすべてについて、年金支給額に影響がないことを確認済。

【各団体の点検結果】

団体名	点検対象数	うち、紐付け誤り件数
地方公務員共済組合	3,160,928	112
国家公務員共済組合連合会	1,307,991	6
日本私立学校振興・共済事業団	597,195	0
合計	5,066,114	118

【紐付け誤りの主な原因】

主な原因	件数
J-LIS照会結果について、住所の一致を確認せず、別人のマイナンバーを紐付けたもの	100 (地:94 国:6)
その他の事務処理誤りによるもの	18 (地:18)

【対応策】

① 省令改正：資格取得届書や年金裁定請求書に、本人がマイナンバーを記載することとする。(9月中)

② 運用改善：さらに、①により本人が記載したマイナンバーをもとにJ-LIS照会を行い、4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)が一致することを確認することとする。

1. 総点検に関する中間報告

②マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 iii) 障害者手帳情報の紐付け誤り

1 調査の概要

- 6月20日、静岡県における障害者手帳情報とマイナンバーの紐付け誤り事案が判明したことを踏まえ、障害者手帳に関する紐付けについて、事務処理状況の確認と点検のため、厚生労働省から通知を発出。
- 7月7日、各制度におけるマイナンバーの紐付けの実態調査を行うため、障害者手帳を含む厚生労働省所管分野について、通知を発出。

2 調査結果（6月20日・7月7日通知の調査結果）等

- J-LIS照会等を行う際に、完全な住所情報を用いず、その後も適切な方法で個人を特定していない自治体が50/237自治体。（都道府県22/47 市町村28/190）
- その他、一部の自治体で、マイナンバーに紐付ける障害者手帳情報を誤った事案が判明。
例：(1)静岡県事案（一部）：削除すべき情報がシステム上に残り、手帳番号が重複（15件）
(2)鳥取市事案：県から市に権限委譲した際、類似する手帳番号を付番したことに伴う誤り（485人）
(3)宮崎県事案：ファイル作成時に手作業で転記した際の誤り（2,336人）



2の調査結果を踏まえると、①の50自治体以外にも紐付けの正確性が強く懸念されるため、障害者手帳については、全ての自治体を、「個別データ総点検」の対象とする【原則秋まで】

20

1. 総点検に関する中間報告

⑤マイナポータルを活用した確認の推進

マイナポータルでの確認

- 住民登録外者など、不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。（確認する方法の詳細についてはP9参照）
※現在、必要な情報へ簡単にたどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいる
- 政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録（紐付け）されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行き、個人端末（マイナポータル）上でも確認できることを案内する。
- デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらい、マイナポータルを利用してもらう。
- 確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にまずはお問合せしてもらう。

21

1. 総点検に関する中間報告

⑤ マイナポータルを活用した確認の推進

マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認できる。 ※3ステップの操作で確認可能

自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法

公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「公金受取口座の登録・変更」を押しします。

3.登録状況

公金受取口座の登録状況ページが表示され、登録されている口座情報を確認いただけます。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押しします。

3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等がお持ちのスマートフォン等を利用し、ご自身のマイナンバーカードを使ってご確認いただくことも可能です

※また、お住まいの市区町村によっては、担当窓口で公金受取口座の登録状況を確認できる支援端末を設置している場合がございます。支援端末の設置の有無については、お住まいの市区町村へお問い合わせください

出典：デジタル庁HP

22

2. 再発防止対策

① マイナンバー登録事務に関する横断的ルール策定

- 制度所管省庁が、各種制度の申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正やガイドライン策定を行う。
- マイナンバー登録に係る横断的なガイドラインを策定（9月中）
※ ガイドラインには、「人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う」ことも記載。
- 自治体等におけるマイナンバー登録事務の実施体制を確保
- 登録データに係る定期的なシステムチェックの仕組みの導入を検討
〔紐付け実施機関が保有する登録データの正確性について、定期的にチェックする仕組みをシステム上導入することについて、今後検討（市町村については、特に住民登録外のチェックの仕組みを検討）〕

② マイナンバーの照会方法の改善

- マイナンバーを特定するためのJ-LISへの照会方法については、原則4情報（※）による照会にするよう、J-LISにおいて照会システムの改修を行う。改修にあたり、各機関の事務に支障が生じないか等の課題について調査を実施中。（8月中）
〔例：漢字氏名を保有していない場合がある（厚労省・ハローワーク）
※「2丁目1番地2号」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持する。
※性別を除いた3情報（氏名・生年月日・住所）での照会は引き続き行えることとする。〕

③ マイナンバー登録事務のデジタル化

- マイナンバー収集において転記ではなくデジタルでマイナンバーカードからマイナンバーを読み取る方法の普及へ向けた障壁の改善、事業者への働きかけ（年度内）

※ 迅速なインシデント対応

- 〔紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁と情報共有しつつ、紐付け実施機関に対して直ちにデータを修正することを要請する、デジタル庁を司令塔とする組織横断体制を構築済み（7月）
- 個人情報取扱事業者等は、個人データの漏えい等が生じたときは個人情報保護法及び個人情報保護委員会規則に沿って、個人情報保護委員会に適切に報告を行う。〕

23